

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
1	22	意見	措置状況等の検証	債権管理	出納局	会計課	債権管理を迅速かつ効率的に実施するために、口座振替制度及び出納員等収納専用口座制度是非活用すべきである。	○口座振替制度 口座振替には費用負担が必要であり、徴収見込額との費用対効果について検討を要する。 ○出納員等収納専用口座制度 公金は、会計管理者による一元管理が原則である。これは、支払資金の確保や事故防止といった公金の適正管理のために行っているものであり、他に収納方法がある場合にまで口座を開設することは適当ではない。
2	22	意見	措置状況等の検証	債権管理	総務部	総務管理課	県の私債権の回収に関しては、日常的に債権回収を業務としている弁護士と協同で処理を進めていくことが効果的であると考えられる。	現在顧問弁護士への相談等は行っており、今後、債権管理を進めていく中で、債権担当課の要望や費用対効果、実効性を勘案し、必要に応じて検討したい。
3	22	意見	措置状況等の検証	債権管理	総務部	総務管理課	適切な債権管理は、「債権管理マニュアル」を基に、各債権所管課の担当職員の資質向上を図り、まずは各職員が個々の処理を適切に遂行することが基礎になる。その上で、債権管理の様々な態様に応じて、各債権所管課や部局が柔軟かつ緊密な連携のもと組織を挙げて対応するとともに、債権に係る事務を統轄している総務管理課が十分に管理統括責任を果たし、より効率的で実効性のある債権管理に取り組む必要がある。	債権管理の推進体制を強化するため、「愛媛県債権管理推進連絡会議」を設置（H23.5）し、各部局の情報共有や、今後の取組について協議・検討を進めている。また、「愛媛県債権管理マニュアル」（H23.4作成）や事務説明会により、担当職員の資質の向上にも取り組んでおり、現在、全庁方針「今後の債権管理方針について」（H23.7策定）に基づき作成した「債権別行動計画」により、回収業務等をはじめ、実効性の高い債権管理がなされるよう支援しているところである。 引き続き、全庁の債権の状況把握に努め、順次、整理していくこととしており、税務課との連携をはじめ、全庁横断的な取組みを、計画的かつ効率的に進めていくこととしている。
4	22	意見	措置状況等の検証	債権管理	総務部	総務管理課	今後、債権放棄を進めていく一つの方向として、地方公共団体の長の専決による債権放棄に関する規定を条例に設ける例も見られ始めている。参考に、東京都江戸川区の「江戸川区の私債権の管理に関する条例」を紹介しておく。	今年度から債権管理事務を徹底し、回収強化を進めているところであり、債権管理条例の制定が安易な権利放棄をもたらす恐れもあること、また、債権放棄はこれまででも地方自治法に基づき、議会の議決により行っていることから、今後、議案提出の事例を積み重ね、他県の動向も踏まえながら、慎重に検討した上で対応する必要がある。 なお、都道府県レベルで当該条例を制定しているのは、2都府（東京都、京都府）となっている。
5	22	意見	措置状況等の検証	債権管理	総務部	総務管理課	現在は、県が貸付金返還に係る支払督促、少額訴訟、通常訴訟を提起するほか、和解を行う場合には、県議会の議決が必要となっているが、今後の債権処理の動向によっては、例えば、貸付金返還に係る500万円以下の支払督促等や和解に関し知事の専決処分を認めるよう、同一覧表に「訴訟手続等により履行を請求する場合において、その目的の価額が500万円以下のものについては、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関すること」のような議会の追加指定を得ることも一案である。	前述のとおり慎重に検討した上で対応する必要がある。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
6	22	意見	措置状況等の検証	債権管理	総務部	税務課	<p>公債権である税については、納税を促進するための特別措置を講じて税の徴収に対する信頼を確保するため、著しく誠実性を欠く滞納者に対し、行政サービスの停止等の措置や滞納者の氏名等の公表を行う制度を創設している例がある。その一つとして、神奈川県小田原市の「小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例」を紹介する。</p> <p>ただし、このような制度は、守秘義務を定める地方税法第22条及び地方公務員法第34条に抵触するおそれがあり、かつ、住民の権利を制限することとなるので、これらの点に十分に留意して慎重に対応しなければならない。</p>	<p>滞納者名の公表については、滞納者のプライバシーを侵害する可能性が大きいことから適当ではないと考える。</p> <p>また、滞納については、地方税法の規定により差押をしなければならないとされており、財産調査等の権限も与えられていることから、その権限の範囲内で対応するべきと考える。</p>
7	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (児童福祉施設入所措置費負担金)	保健福祉部	子育て支援課	<p>中央児童相談所における平成20年度の20世帯の訪問の効果として、平成16年度から平成19年度までの滞納分の徴収は59,550円(3世帯)にとどまっており、延べ40人(1組2人)の訪問効果としては、費用対効果に欠けている。</p> <p>今後、訪問の回数を絞るとともに、悪質な滞納者に対しては、弁護士名による催告書(内容証明郵便)の送付、支払督促等の実施を検討すべきである。</p>	<p>保護者徴収金については、措置時に保護者に対して制度の趣旨を懇切丁寧に説明のうえ理解を求めており、期限を過ぎても納付がない場合は、督促状を発送し、督促期限を過ぎても納付がない場合は、電話・面接・訪問等により納付について継続的に指導を行うとともに、四半期毎に児童相談所長を含めた徴収検討会議を開催し対応方策を検討している。今後、負担金額が所得に応じて算定されることから、徴収月額の高いものや、また、児童の家庭復帰を見据えた援助を行なう中で、保護者との関係性が重要であることから、就職等により措置解除(自立)となったもの等を中心に、滞納者への積極的な働きかけを行うこととしている。</p>
8	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (児童福祉施設入所措置費負担金)	保健福祉部	子育て支援課 障害福祉課	<p>平成21年度の現年度、過年度の収入率は次の通り。</p> <p>現年度 20,300千円(2,699件)のうち、収入額は10,913千円(収入率は53.8%)</p> <p>過年度 62,778千円(7,460件)のうち、収入額は1,523千円(収入率は2.43%)</p> <p>このように、収入率は現年度、過年度とも他の債権の収入率よりも低く、長期延滞債権が増える一方である。</p> <p>南予児童相談所も含め、議事録中には法的措置を検討した形跡が見当たらず、法的措置も含めた未収金の徴収方法等について検討すべきである。</p>	<p>保護者徴収金については、措置時に保護者に対して制度の趣旨を懇切丁寧に説明のうえ理解を求めており、期限を過ぎても納付がない場合は、督促状を発送し、督促期限を過ぎても納付がない場合は、電話・面接・訪問等により納付について継続的に指導を行うとともに、四半期毎に児童相談所長を含めた徴収検討会議を開催し対応方策を検討している。今後、負担金額が所得に応じて算定されることから、徴収月額の高いものや、また、児童の家庭復帰を見据えた援助を行う中で、保護者との関係性が重要であることから、就職等により措置解除(自立)となったもの等を中心に、滞納者への積極的な働きかけを行うこととしている。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
9	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (愛媛県奨学資金貸付金)	教育委員会事務局	教職員厚生室	<p>奨学資金貸付金は、返還金が貸付金の原資となっていることや、返還期間が最大15年と長期であることなどから、的確な債権管理を行い、未収金を発生させないように努める必要がある。</p> <p>次年度調定まで未収金をできるだけ回収することが望ましく、その方法として口座振替制度を活用することがあげられる。</p> <p>その際、出納員等収納専用口座を併用することにより債権管理を効率的に行うことを提案する。口座振替制度並びに出納員等収納専用口座制度はほとんど利用されていないが、債権管理を迅速かつ効率的に実施するために是非活用すべきである。</p>	<p>1 未収金を発生させないため、新たに返還を開始する者に対しては、3ヶ月程度前に返還開始に関するお知らせ文書を送付して啓発している。</p> <p>・納期限内に納付がなかった者に対しては、1か月経過後に督促状を送付するとともに、随時催告書を送付し納付を促している。</p> <p>・以上の対策によっても納付がない者に対しては、係員と奨学生指導員(2名)が連携し、滞納者に対して電話や訪問により納付を指導するとともに、生活困窮等事情がある者については、納付方法等について相談に応じている。</p> <p>・さらに、収納状況や納付指導状況について、係員と奨学生指導員が情報共有するなど適切な債権管理を行っている。</p> <p>2 口座振替制度等については、会計管理上の問題もあり、現時点で採用する考えはない。</p>
10	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (児童扶養手当返納金債権)	保健福祉部	子育て支援課	<p>債務者Bの父親から「毎月貯めており、貯めた分だけでも返したいがどうすればよいのか。」という質問に対して、県の担当者は、「分割払いはできないので、引き続き貯めてください。」と回答した事例がある。しかし、債権回収に当たっては、可能なものから順次回収していくのが原則であり、本債権について分納が認められていないという法令上の制約はないので、随時貯まったものから回収を図るべきである。このような場合、口座振替制度を活用して毎月自動収納手続を採用すべきである。</p>	<p>手当受給者は、低所得者であることから、返還金を一度に返すことが困難である場合が多いため、本人の状況や意向によっては、履行延期の特約による分割納付を活用している。</p> <p>口座振替制度に関しては、児童扶養手当返還金債権だけでは件数が少なく、費用対効果が低いため、現時点で採用する考えはない。</p>
11	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (児童扶養手当返納金債権)	保健福祉部	子育て支援課	<p>年金受給により児童扶養手当の受給を受けられないことを承知で現況届に虚偽の記載をした場合は詐欺罪の成立の可能性があるため、ケースによっては告訴を検討すべきである。</p>	<p>今回の事例は精神障害により年金を受給していたケースであり、故意に虚偽の申告をしたとは考え難いものであった。今後も現況届の記入時には、本人への確認を徹底するよう、町の担当者に指導していく。</p>
12	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (児童扶養手当返納金債権)	保健福祉部	子育て支援課	<p>不納欠損の処理は、平成21年度が17,893千円(81件)となっており急増している。これは、平成16年度にそれまで出していなかった債務者を含めてまとめて督促状を送付したためである。督促日は時効の起算日となり、重要であるから、納期限を経過した場合に適正に送付すべきである。</p>	<p>現在は、納期限を経過すればすみやかに督促状を送付している。</p>
13	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (母子寡婦福祉資金貸付金)	保健福祉部	子育て支援課	<p>本貸付金は私法上の債権であるために不納欠損処理が困難なことから、10年間の消滅時効にかかっているのに債務者から時効援用がなされないために事実上回収不能な債権が滞留している。</p> <p>平成22年3月31日現在、最後の支払日等の消滅時効起算日から10年経過した債権は69,288千円(774件)であり、これは、平成21年度の滞納繰越分の調定額207,717千円の33.4%になる。</p> <p>したがって、私債権管理条例において、債権放棄の規定を設け、この規定に基づいて回収不能な債権を積極的に不納欠損処理していくべきである。</p>	<p>10年が経過した債権でも、今後少しずつでも償還される可能性があり、また、当貸付金は、今後も存続していく制度で、きちんと償還を続けている者との公平性を確保する観点からも、10年が経過したからといって不能欠損処理をするというのは好ましくないと考えている。</p> <p>なお、私債権管理条例については、他県の動向を踏まえながら慎重に対応する必要がある。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
14	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (母子寡婦 福祉貸付金)	保健福祉部	子育て支援課	平成21年度中の督促状の発行件数は合計4,732件であり、納入通知書の期限を2か月経過しても支払がなされていない場合に送付される。 しかし、その後は、組織的、体系的に債権の管理はなされておらず、債権管理簿は作成されているが、滞納者に対する電話連絡、訪問等の交渉記録の作成は任意で行われているのみである。 債権の管理体制を確立するとともに、より組織的な回収努力を行い10年間の消滅時効にかからないようにすべきである。	23年4月に総務管理課において債権管理マニュアルが策定され、今後は、これを基に債権管理を一層徹底することとしたい。 なお、組織的な回収努力の向上を図るためには、専門組織を設置するなど、組織そのものの見直しの検討が必要であると考えられるが、これについては、全庁的な検討が必要となるため、当面のところは、現在の体制の中でできる限りの努力を行う。
15	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (生活安定 資金貸付金)	保健福祉部	保健福祉課	連帯保証人について、収入が少なく納付は困難な理由で不納欠損処理がなされているケースがあったが、収入額が明らかではなく回収が本当に困難かどうか不明である。 少なくとも不納欠損処理に当たっては、借入者本人及び連帯保証人の収入額を明らかにすべきである。	債務者や連帯保証人等の生活状況等を可能な限り明らかにした上で、不納欠損処理を行っているところであり、これら処理に当たっては、引き続き連帯保証人を含め、個人情報の問題はあるものの、可能な範囲において、収入額等の把握に努めてまいりたい。
16	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (生活安定 資金貸付金)	保健福祉部	保健福祉課	本債権は、私債権であるため、時効の援用が必要になるところ、市町から時効援用書の書式を交付しているとみられるケースがあった。かかる運用を認めるよりも、時効の援用がなされない債権については放棄できるよう制度を改めるべきである。	督促状の発行など基幹部分は県が担い、債務者への督促・連絡等現場での実務は、市町が行うよう役割分担されている。債権管理については、市町が借受人の生活状況等を確認しながら行っており、時効援用の奨励等を実施しているわけではない。なお、債権放棄制度の導入については、他県の動向を踏まえながら慎重に対応する必要がある。
17	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (生活安定 資金貸付金)	保健福祉部	保健福祉課	滞納者のうち支払能力があるのに支払わない者が583人中81人いるが、より積極的に債権回収を図るため、弁護士名による催告(内容証明郵便)、支払督促等の実行を検討すべきである。	弁護士名による内容証明郵便の送付に要する費用(1件あたり数万円(2008年度日弁連実施調査より))と、本資金が小口の低所得世帯等を対象とする福祉目的の貸付金であることを考慮すると、費用対効果の面でも効果に疑問があり、慎重な検討を要する。
18	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (生活安定 資金貸付金)	保健福祉部	保健福祉課	平成21年度の償還事務費(人件費を除く)は償還金収入の74.3%となっている。 本貸付金はもともと滞納者のうち支払能力がない者が583人中269人にも上っていることから、市町から回収可能性に関する情報をより積極的に入手して、不納欠損処理を進めていくべきである。	平成17年度以降、177人、15,667千円の不納欠損処分を行っており、引き続き市町に対し、借受人の生活状況等の把握等を通じた債権管理に努めるよう指導するとともに、時効到来未収債権については、引き続き不納欠損処理などの対策を講じ、債権整理に努めてまいりたい。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
19	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (生活安定資金貸付金)	保健福祉部	保健福祉課	本貸付金は平成16年度末をもって廃止されていること、平成21年度末の残債権は50,711千円であること、元々資力のない者を貸付対象としていること、償還コストがかかっていること等から、支払能力がある者に対しては、弁護士名による催告(内容証明郵便)、支払督促等の法的措置を徹底するとともに、支払能力がない者に対しては債権放棄も含めた積極的な不納欠損処理を徹底して、未回収債権を極力減少させた上で、将来的には、残債権(分割払いの債権も含む。)をサービス(弁護士法の特例として特定金融債権の管理や回収を業として行うことができる株式会社)へ売却して、本債権の管理を終了すべきである。	弁護士名による内容証明郵便や法的措置等については、上記の費用対効果のほか、本資金が低所得世帯等の自立促進を目的とする福祉の貸付金であることを考慮すると、借受人の状況に合わせた債権整理にも十分配慮する必要があり、慎重な検討を要する。 また、サービスを活用した債権整理についても、同様の理由により導入には慎重な検討を要する。
20	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (中小企業基盤整備機構との協調融資)	経済労働部	経営支援課	(協)Bは平成7年6月に、(協)Cは平成19年7月に事業を廃止し、D(協)は平成19年10月に破産手続開始決定を受け、平成20年9月に異時廃止となっており、これらに係る長期延滞債権合計143,850千円の回収可能性は極めて低い。 県は、今後、中小企業基盤整備機構と連携し、残存の担保物件の処分可能性、連帯保証人からの回収可能性を含め将来的な回収見込みを検討した上で、回収不能見込額を確定し、不納欠損処理を進めていくべきである。	B方式の債権管理は中小企業基盤整備機構が行っているため、県の意向で不納欠損処理を行うことができないことから、引き続き、同機構からの紙面報告等をもって債権管理状況を把握するとともに、今後、同機構から債権放棄について協議があれば、議会の議決による債権放棄を行ったうえで不納欠損処理を行うことを検討する。
21	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (中小企業基盤整備機構との協調融資)	経済労働部	経営支援課	(株)Aは、平成17年度より滞納が始まっており県の債権残高は1,063百万円(平成22年3月末)である。他の金融機関を含めた債務の総額は2,156百万円(同)に上る。 売上高(平成21年:372百万円、当初計画は779百万円)に対して債務残高が大きく、減価償却費の未計上を考慮すれば債務超過の可能性もあり、経営環境が大幅に好転するとも思えない状況下において、全額返済は極めて困難と考えられる。 県は、今後、中小企業基盤整備機構と連携し、担保物件の処分可能性、連帯保証人からの回収可能性を含め将来的な回収見込みを検討した上で、回収不能見込額を確定し、不納欠損処理を進めていくべきである。	(株)Aは、平成24年1月19日、民事再生法に基づく再生計画認可決定を受け、同年3月2日、再生計画に基づく弁済額12,503,470円及び別除権協定に基づく弁済額92,400,000円が納付された(残債権に係る同社に対する請求権については、権利放棄済)。 連帯保証人からの債権回収については、本年度から回収業務を民間サービスに委託しており、今後、回収を進めて回収見込がないことが明らかになった時点で、中小企業基盤整備機構と協議のうえ、議会の議決による債権放棄及び不納欠損処理を実施する。
22	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (中小企業設備近代化資金貸付金等)	経済労働部	経営支援課	中小企業の設備関係貸付制度は、国及び県の資金に基づき、現在は、制度上の指定機関である(財)えひめ産業振興財団が制度運用を行っている。しかしながら県から同財団への貸付金は正常債権となっているものの、同財団で多額の不良債権を抱えていることは平成21年度の包括外部監査報告で指摘されており、県の担当課は同財団と共同責任で長期滞留債権の解決に取り組むべきである。	小規模企業者等設備導入資金貸付事業等の設備関係貸付は、財団が自ら実施する事業であり、債権管理は第一義的には財団の判断と責任において行うべきものであるが、県は貸付原資を提供(貸付)していることから、平成22年度に財団が設置した「貸与料等債権管理検討委員会」にオブザーバーとして参加して、財団の長期滞留債権問題に関与し、解決を図ることとしている。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
23	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (中小企業設備近代化資金貸付金等)	経済労働部	経営支援課	A中小企業設備近代化資金貸付金に係るいくつかの債権については、主債務者が破産又は解散後、連帯保証人に対して法的措置を行っておらず、結果的に連帯保証債務の履行請求権を消滅時効にからせてしまっている。 いずれも主債務者が破産、解散等により事業廃止となっているので、回収手段としては、担保物件の競売又は任意売却による回収と連帯保証人への責任追及しかないが、その回収可能性がないものについては、不納欠損処理を行うべきである。	平成23年10月12日に開催された愛媛県債権管理推進連絡会議(第2回)で、総務管理課から未収債権にかかる今後の取扱いについての考え方が示されたことから、今後、当方針に基づき、長期未収債権のうち回収可能性がないものについては、議会の議決による債権放棄を行ったうえで不納欠損処理を行うこととした。
24	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (中小企業設備近代化資金貸付金等)	経済労働部	経営支援課	国の制度を導入し、県の独自政策を追加した結果、類似の設備貸付の制度が4種類も制度化されており、制度の運用は(財)えひめ産業振興財団が行っているが、制度の導入は県の経営支援課で決定してきた。 共通するのは中小企業の設備取得に係るファイナンスの制度であり、可能ならば制度を改廃して一つにまとめることが望ましい。	中小企業設備近代化資金制度は、制度改正により平成11年度で終了している。 また、設備資金貸付事業については平成21年度から休止しているほか、設備貸与事業及び機械類貸与事業については平成23年度から休止している。
25	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (林業改善資金貸付金、違約金)	農林水産部	林業政策課	違約金(遅延利息、年12.25%)の取扱いについて、地方自治法等には明文化されたものがないため、違約金の額が確定する元金全額返済後に請求(調定)することになっているが、遅延利息は時の経過と共に発生するものであり、発生主義により年度末あるいは毎年特定時点で違約金を計算し、債権管理情報とすると共に、必要に応じて債務者にも通知するべきである。	平成23年度現在、一定時点での違約金の計算をするようにした。 また、今後必要に応じ債務者へ通知することとする。
26	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (林業改善資金貸付金、違約金)	農林水産部	林業政策課	遅延が発生した初期の段階で元金と違約金の請求をして、次年度の調定までに回収することが望ましい。長期延滞債権とならないようにすることが債権管理のポイントであり、そのためには口座振替制度を活用して月次分納を勧めることが有用と考えられる。	現在の会計規則では貸付金全額弁済前の違約金の請求や口座振替制度の導入は困難である。 なお、長期滞納を防ぐため、債務者の状況に応じた月次分納は従来から導入済である。
27	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (林業改善資金貸付金、違約金)	農林水産部	林業政策課	長期延滞債権については、毎年、回収可能性を個別に再検討して回収不能見込額を算定するとともに、場合によっては、一部債権放棄も検討すべきである。	長期滞納者については個別の状況を把握しており、債権放棄の条件が整えば債権放棄について検討することとする。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
28	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (住宅貸付金、住宅貸付損害金)	土木部	建築住宅課	住宅貸付金78,487千円、住宅貸付損害金29,363千円、合計107,850千円の回収遅延債権がある。 入居中の債務者については、交渉により今後支払われる通常家賃に加算して分割回収する方法も考えられる。通常家賃とは別に未払家賃を別途月払いで自動振込する方法も考えられる。その際、確実な回収手段として交渉により合意した金額を口座振込制度により毎月自動支払する方法が有効と考える。 回収遅延債権については正常債権の回収事務と切り離して管理することが効率的であり、長期延滞債権を処理するためには専門知識や経験が求められるため、専任の担当者を決めて個別に対処すべきである。	1 入居中の滞納家賃の分納については、滞納者に対してヒアリングを実施し、支払計画書、誓約書を作成させて納付を督促するとともに、電話、臨戸訪問による支払督促も行っているところであるが、今後更に推進を図りたい。 2 口座振替制度については、指定日に確実な納入が期待できるため、滞納者に対しても案内をしているところであるが、納入期限を既に経過している未納債務に対して口座振替による支払を促進することについては、 ①既経過月の家賃を引き落とす事により、当該月家賃が引き落とせない状況が発生しやすいこと。 ②口座引落不能者は、口座引落の設定日以外の時期においても十分な残高を保持していないことが多いこと。 ③既経過月の滞納家賃を通常として口座引落を認めることは、暗に滞納を容認していると取られかねないこと。 等の理由により、その手法を熟考する必要がある。 3 長期延滞債権を処理するためには、債権回収専門の組織を作ったり、専属の弁護士等を委嘱することが効果的であるが、単独の課で対応することは困難であるため、「愛媛県債権管理推進連絡会議」において協議・検討を進めている。
29	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金)	教育委員会事務局	人権教育課	債務者は子弟であり、親は連帯保証人である。本人が成人したならば本人にも知らすべきであり、本人と返還交渉するのが本筋である。長期滞留債権について市町の担当課を通じて交渉する根拠はなく、債務者(原則本人)と直接交渉を行い県の担当者の判断により主体的に解決策を講ずべきである。	奨学生本人との返還交渉については、プライバシーに特に配慮した対応が必要であることから、慎重にすべきと考えている。長期滞留債権の回収については、市町と連携し債務者に関する情報提供を得て、督促、個別面談等を行っている。
30	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金)	教育委員会事務局	人権教育課	債権管理台帳が不備である。年度別保管では管理に不向きであり、債務者別に管理台帳とファイルを準備すべきである。交渉の結果は5W1Hを明らかにして交渉経過の証跡を残す必要がある。	債権者別管理台帳とファイルについては、平成23年度末までに整備することとしている。
31	22	意見	措置状況等の検証	債権管理 (地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金)	教育委員会事務局	人権教育課	保護者・保証人が死亡、行方不明者については回収困難であることが明白であり、債務者本人(子)と直接交渉する必要がある。それも困難であれば積極的に債権整理手続きをすべきであり、そのためのマニュアルも必要である。	奨学生本人との返還交渉については、プライバシーに特に配慮した対応が必要であることから、慎重にすべきと考えている。債権整理については、債務者の所得状況に応じて返還免除制度の運用も視野に入れ、対応することとする。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
32	22	意見	措置状況等の検証	債権管理(地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金)	教育委員会事務局	人権教育課	市町に回収事務費を支払っているようであるが、その必要性に乏しい。又、回収事務を外部委託しているが実績が乏しく、有効性に問題がある。	返還(回収)事務については、貸与世帯の個々の事情を十分理解・把握するため、市町経由での事務処理が必要である。平成12年の地方分権一括法制定に伴い返還事務を市町へ移譲するとともに、地方財政法に基づき予算措置を行った経緯がある。
33	22	意見	措置状況等の検証	有価証券保有及び出捐の有効性(放送会社)	企画振興部	広報広聴課	地上波が県単位の免許を基本としてきたこと、電波割り当て数の増加に伴い採算性が低下してきたことなどの事情もあり、これまでは、都道府県が、出資などを通じて積極的に支援してきたことは一定の意義が認められる。 しかしながら、当初の出資意義は公共性の高い放送局の育成と経営安定にあったと考えられ、監査意見のとおり経営が軌道に乗ってきた際に本来売却の方向で検討すべきだったと考えられる。 また、足下の経営環境の悪化を理由に保有の必要性を主張するのであれば、自らの財政悪化への対応が、より重要性を持つと言えよう。 一部には、配当(平成22年度6,140千円)などを考慮すれば、投資として果実を生んでいるとの見方もあるようだが、投資有価証券といった位置づけとは自ずと異なるし、昨今の財政状況を考えれば、売却を先送りする経済的メリットもさほど考えにくい。 こうしたことを踏まえれば、現状においても譲渡について、再度検討を行う必要がある。	県民生活に直結し、公共性の高い放送局の経営基盤の安定・強化のため出資している。今後の対応については、他県における保有状況、報道機関を取り巻く環境や社会情勢なども踏まえて、引き続き検討すべき課題と考える。
34	22	意見	措置状況等の検証	有価証券保有及び出捐の有効性(放送会社)	総務部 企画振興部	行革分権課 広報広聴課	他の株式についても共通して言えることとなるが、出資を行う際には公的関与の必要性があることを確認の上、出資を行う手続きになっていると考えられる一方で、処分に関する対処方針がないために、保有が継続される形になっているとみられる。 したがって、県全体として、出資金処分に関する方針を策定する必要があると思われ、処分適状とする要件などについて、できるだけ具体的に定める必要がある。また、場合によっては、追加支援の上限や出資の効果の測定の考え方などについても、併せて整理しておくことが望ましい。	出資金処分に関する方針については、今後、処分の必要性が生じた段階で改めて県全体で検討すべき課題と考える。
35	22	意見	措置状況等の検証	有価証券保有及び出捐の有効性(H社株式)	企画振興部	情報政策課	足下では、景気低迷の影響を受けているものの、継続的に黒字を計上してきており、当初出資の意義を達成したのと考えられる。 一方、低い出資比率とは言え、県の出資が当社に販売上の信用力のようなものを与えていることになり、民業圧迫とのそりを免れないことになる。 本件出資(4百万円)については、すでに出資の意義を達成したと考えられ、民業圧迫を避ける観点からも、処分することが望ましい。	同社は大洲市・松前町・鬼北町と災害時のシステム復旧支援協定を締結するなど、時代背景に応じ自治体が直面する情報課題の解決に貢献しており出資の意義はある。 また、同社は、県内自治体・財界により設立したもので、県の出資割合は低く、県が株式を保有していることで与信し、処分しなければ民業圧迫につながるとまでは言い切れない。 同社から毎期の株式配当もあり、現段階で、処分する考えはない。 なお、県と同社との契約においては、同業他社との競争入札により対応している。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
36	22	意見	措置状況等の検証	有価証券保有及び出捐の有効性(S社株式)	土木部	港湾海岸課	施設の維持管理については、計画的な対応が必要になるものの、借入金完済後は、有償減資などにより、過大資本の解消を行っていくことが望ましい。	施設(ターミナルビル)が建設後10年を経過していることから、施設の老朽化が進行しており、今後、維持修繕計画に沿って適切な管理を図ることとしており、これらに相当の費用を要することから、当面は有償減資等を行うことは考えていない。
37	22	意見	措置状況等の検証	有価証券保有及び出捐の有効性(S社株式)	総務部	行革分権課	県有施設の指定管理者選定についても、県とS社の区分所有という施設保有の特殊性を考えれば、公募手続きによる合理性はさほど認められない。	指定管理者の選定方法については、サービスの提供者を幅広く求めることに意義があるため、現時点で公募手続きの取扱いを変更する予定はない。
38	22	意見	措置状況等の検証	有価証券保有及び出捐の有効性(愛媛県廃棄物処理センター)	県民環境部	循環型社会推進課	県からの当センターへの貸付金については、過年度の赤字資金を実態的には県が無利子で長期貸付しながら、期末日前後2日間だけ短期の銀行借入金(一時借入金、平成22年3月末2,080百万円)として処理しているものであるが、実態は県からの長期借入金であり、回収可能性は極めて低い。返済能力のない借入金を短期借入金と誤認させるものであり、実態を粉飾する行為とも言えるため、期末日前後の銀行肩代わり融資を止めるべきである。	県からの無利子貸付金は、センターの施設稼働後の運転資金不足に対応するため、平成13年度から開始されたものであり、財団では、つなぎ資金として、返済期間が1年未満の短期借入金として、会計処理上もそのように処理を行っている。 長期貸付金の場合は、借入額や返済時期を確定させる必要があり、県としては、毎年必要額を精査した上で予算に計上することとしており、センターの経営改善も目処が立ってきたことから、資金繰りに支障を生じないよう配慮しつつ、貸付額を見直していく。
39	22	意見	措置状況等の検証	有価証券保有及び出捐の有効性(愛媛県廃棄物処理センター)	県民環境部	循環型社会推進課	新公益法人制度のもとでは、正味財産300万円未満が2年連続と法人を存続できない。 新しいPCB処理事業が平成22年度から開始されており、内部資料による収支計画を拝見すると、新事業の収益性は高く中期的に損益改善が見込まれるものの、債務超過解消の見通しは立っていない。企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(以下「継続企業の前提」という。)に関する開示は、平成15年3月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表から開始されている。日本公認会計士協会の非営利法人委員会研究報告第21号「公益法人の継続事業の前提について」(平成22年3月30日)によれば、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況としては、例えば、以下のような項目が考えられる。 ①<財務指標関係>では債務超過にあるとき、 ②<公益財団法人・一般財団法人に特有な事象又は状況>としては、正味財産が300万円未満であるとき、 ③<財務活動関係>では ・事業に関連する債務の返済の困難性 ・借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性 ・新たな資金調達 の困難性が例示として挙げられている。 従って、当法人は以上のいずれにも該当すると考えられ、重要な『財務諸表に対する注記』である「継続企業の前提」と記載する必要がある。	財務諸表に対する注記は、重要事項の注記として記載した。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
40	22	意見	措置状況等の検証	公の施設の有効性 (アイテムえひめ)	経済労働部	産業政策課	現在の利用状況からみると、アイテムえひめは開設当初の目的に照らせば、必要性の乏しい施設と位置づけざるを得ない状況にある。当面は、利用促進を図っていくしかないと考えられるが、供用開始して15年目に入っており、今後施設の維持に必要な修繕費の増加などが見込まれ、運営収支もより厳しくなるものと見込まれる。こうした状況を踏まえ、いずれ廃止を含めた施設の抜本的な見直しを実施する必要がある。	○アイテムえひめは、県内唯一の全天候型大型施設として、年間約200件のイベントや大会、会議等が開催され、年間約40万人の利用があるなど、本県の経済国際化や産業振興に大きな役割を果たしている。 ○現在、県と指定管理者が一体となってコストダウンとサービス向上の一層の両立を進めているところであり、引き続き公の施設として維持されることが適当であると考えている。
41	22	意見	措置状況等の検証	公の施設の有効性 (テクノプラザ愛媛)	経済労働部	産業創出課	利用率の向上を図るとしているインキュベート・ルームに関しては、既に隣接する産業情報センターと入居要件を統一するとともに、その対象を拡充して利用率の向上に努めているが、類似施設との連携・機能分担や、県内経済状況や需要を踏まえた規模の見直しの検討など、施設の更なる有効活用を目指すため、継続した見直しを行ってほしい。 また、県は事務事業評価においてインキュベート・ルームの入居率向上を主たる評価項目に挙げているが、仮にインキュベート・ルームが重要と思うならば、中予のみならず県下全域に施策を講ずべきであろう。空室がある他、民間家賃も下がり重要性は低いと考える。	平成22年12月から隣接する産業情報センターと入居要件を統一化し、入居対象者の範囲の拡充などの見直しを行ったほか、テクノプラザ愛媛のインキュベート・ルームの空スペースに平成22年4月から「愛媛県中小企業団体中央会」が入居し、同施設の産業支援機能が強化された。県下には、東予産業創造センターや今治地域地場産業振興センターなど県やえひめ産業振興財団と連携し中小企業の支援を行っている産業支援機関が、インキュベート・ルームの提供等を行っており、これらと連携しながら、引き続き、効率的な運営に努めていく。
42	22	意見	措置状況等の検証	公の施設の有効性 (テクノプラザ愛媛)	経済労働部	産業創出課	「公の施設のあり方検討委員会」及び県の「行政改革・地方分権推進本部会議」において、テクノプラザ愛媛の土地・建物が、中小企業を中心とする産業振興事業にとって必要不可欠であるかどうかの議論が十分になされておらず、その施設利用の有効性並びに経済性の観点から、廃止・譲渡を含む施設の抜本見直しが必要と考える。	公の施設(指定管理者施設)のあり方の検討に当たっては、施設の役割を再検証のうえ、必要性・妥当性の視点、費用対効果の視点、有効性の視点から各施設のあり方を検討し、総合的に判断したものである。
43	22	意見	措置状況等の検証	公の施設の有効性 (愛媛県産業情報センター)	経済労働部	産業創出課	県では、「公の施設のあり方検討委員会」の検討報告を受けて、「行政改革・地方分権推進本部会議」において「これまでに取り組んできた『情報化』にかかわらず、新たな機能を持たせることも含めた抜本的な見直しを行うとしており、既に機器整備を伴う情報化支援については、平成22年度をもって産業情報総合ネットワークの廃止を決定している。 平成21年度で、産業情報センターの指定管理料として22百万円ものコストがかかっていることを十分認識し、可能な限り早期に、施設の存廃も含めた総合的な検討を進めてもらいたい。	産業情報総合ネットワークについては、予定通り、平成22年度末に廃止した。 施設のあり方については、次期指定管理者の指定更新時期を目処に検討する。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
44	22	意見	措置状況等の検証	公の施設の有効性 (愛媛県物産観光センター)	経済労働部	産業政策課 観光物産課	同センターの入場者数は、開業当初の100千人から21年度は15千人まで減少している。現状の立地条件(アイテムえひめ3階)からみて減少はやむを得ないとみられる。一方で、中心部への移転も既存店との競合となる恐れが強いとのことで、施設の有効活用に難があり、その延長上で施設の必要性にも疑問を持たざるを得ない状況にある。また、廃止後のスペースの有効活用についても早急に検討する必要がある。	県内での物産観光情報発信拠点について検討をした結果、平成24年度に、多くの観光客が集まり、かつ、周辺店舗の抵抗感や民業圧迫の恐れも少ないと考えられる松山市ローブウェイ街に新たな拠点を開設することとしている。 また、新拠点のオープンに合わせて、現在の物産観光センターを廃止する予定であり、廃止後のスペースの活用策について、アイテムえひめ全体の性質も考慮しつつ、引き続き検討を行っているところ。
45	22	意見	措置状況等の検証	公の施設の有効性 (愛媛県物産観光セン)	経済労働部	観光物産課	指定管理者の現指定期間満了(平成25年度末)をもって廃止するとされているが、早期に最終決定を行い、可能であれば前倒しで実施すること。	平成24年度の新拠点オープンに合わせて、物産観光センターは廃止予定。
46	22	意見	措置状況等の検証	公の施設の有効性 (愛媛県物産観光センター)	経済労働部	観光物産課	両法人の合併について県は「今後、各法人において、組織体制のあり方について検討していくもので、両社団の意向を踏まえつつ適切に対応していく。」として、団体との距離を置いて対応方針を示しているが、実態は業務内容、派遣OB役員を通じて県の直営団体といえるものであり、県が主導的に両法人の合併を推進していくことが望ましい。	平成24年3月1日付けで両法人が合併し、社団法人愛媛県観光物産協会となった。
47	22	意見	措置状況等の検証	公の施設の有効性 (愛媛県女性総合センター)	県民環境部	男女参画課	視聴覚室等利用率が20~30%と低い施設については、引き続き利用促進又は活用方法の見直しに取り組む必要がある。	センターでは、貸館について常に営業努力を行っているところであり、視聴覚室はセミナー等で長期継続利用され、現在まで(4~1月)の利用率は77%と非常に高く、また、円卓会議室は平成23年度より円卓以外での利用(折りたたみ机・椅子)を可能にし、利用率は46%となっている。 現在、貸館の平均利用率は72%で、利用率40%を下回る施設はなくなっているが、今後も引き続き施設PR等に努めてまいりたい。
48	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	従来型管理施設については、本格的なあり方の見直しを行う前に管理委託制度から移行されている。見直しを前提としたものにはなっているが、見直しの方針が決定されたのは平成22年3月と、平成21年の指定管理者更新後(5年間の指定期間)となったことから、現在の指定期間中の見直しは難しく、検討結果の速やかな実現を困難にしている。 少なくとも、検討結果の報告時に、見直しの時期が指定管理者の更新後となったことを示し、報告書にも、関連記載を設けることが必要であったように思われる。	今後、このような検討をする場合の参考としたい。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
49	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	<p>直営施設のうち、具体的に検討されたのは21施設であり、施設の一般的な検討としては対象施設数が少ない。これは、</p> <p>①法令等で設置・運営が義務付けられているもの</p> <p>②すでに施設のあり方について検討され、施設の方向性が県民一般に周知されているもの</p> <p>③他の検討組織において見直しが行われることとなっているものの3つを除いた直営施設を対象としているためであるが、施設がもれなく検討されているのか、また①の中にも、統廃合や運営方法の検討が必要であったのではないか、という疑問に答えるものではない。</p> <p>県は、公の施設と考えるもの全てにつき検討したかどうか、そして県の対応が分かるよう一覧化し、指定管理者制度の導入結果等の公開と同様にホームページなどで公開するべきである。</p>	公の施設の検討状況、県の対応について一覧表を作成し、ホームページに掲載する。
50	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	<p>検討資料において、減価償却費や資本コスト、また、管理のための総務費なども考慮されていない。</p> <p>施設の課題は維持管理だけではなく、更新するのか、廃止するのか、ということも含めて検討するべきであることを考えても、施設の耐用年数(更新必要年度)と更新投資の規模が漠然とでもイメージ出来るような資料は必要であったのではないかと。</p> <p>このためにも、施設への投資額、底地の評価額、借地の有無(借地の場合の底地の所有者)などは、検討施設の中では比較可能な数値となるよう、一定の基準を用いて計算し、情報として提供されるべきであった。</p>	今後、このような検討をする場合の参考としたい。
51	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	<p>全般的事項や選定結果、モニタリング結果のとりまとめなど、基本的な実施の枠組みは行政システム改革課が、施設毎の業務内容、選定基準等の作成・実施・協定などの実務、指定管理者の業務実施状況の管理など、具体的な実施は施設管理部署が行っている。</p> <p>指定管理者制度の本旨に基づき、適正に運用されているかについて、結果のとりまとめ公表だけではなく、担当部署を定め、チェックリスト等により選定時の選定方法の妥当性、選定結果のレビュー、運営方法の検討という3つの過程に対して検討が行われることが望まれる。</p> <p>また、運営状況に合わせ、指定管理者制度に関する指針の妥当性を検討し、随時改訂することも必要と思われる。</p>	<p>「選定時の選定方法の妥当性」は、外部有識者等による審査会で、「選定結果のレビュー」は議会で行われている。</p> <p>また、「運営方法の検討」については、モニタリングの結果を行革分権課でもチェックするほか、指定管理者の更新時に庁内で施設のあり方を検証していることから、これらにより十分検討されている。</p> <p>本県の指針である「指定管理者制度導入及び運用に係るガイドライン」(以下、ガイドラインという。)は、これまで必要に応じて改正しており、今後も必要に応じて改正していく。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
52	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	<p>指定管理者制度の導入後、委託料が削減される一方、利用者数は増加するなど、導入の効果は認められるが、近年は利用者数が減少傾向にある施設が多くなっている。</p> <p>修繕や施設更新が十分でないことが要因となり、中長期では利用が逡減している施設がある可能性もあり、指定管理者へのヒアリングとあわせ、施設の長期的視点に立った維持管理が行われているのかを検討し、改めるべきことがある場合、対応の計画を策定することが望まれる。</p>	修繕や施設更新については、今後、県有施設の現状分析等の検討内容も踏まえ、必要が生じた場合は、対応計画を策定する。
53	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部 経済労働部 土木部	行革分権課 産業政策課 都市整備課	<p>指定管理者制度は一般的に公募を原則とするが、施設と管理団体が不可分密接な関係にある施設など、物理的に他の応募者が想定できないケースについて公募する場合、公募に係るコストが無駄であり、唯一運営可能な団体のインセンティブを削ぐ可能性もある。</p> <p>現在の愛媛県の条例では、公募を前提としているため、従来の管理者でしか行えない業務とそれ以外を区分し、それ以外について仕様書を作成し、指定管理者を選定することが原則であろう。また、これにあたり、そこまで区分することの経済的合理性を考え、それがなければ全ての業務を特命により従来の管理者を指定管理者とすることが最も合理的である。 (特に問題と考えられる2施設：県植物くん蒸所、県立とべ動物園)</p>	指定管理者の選定方法については、サービスの提供者を幅広く求めることに意義があるため、現時点でこの取扱いに変更しない。 なお、申請に係るコストについては、平成20年度のガイドライン改正以降、「参加意思表明書」による事前公募の形式をとり、表明書の提出が従来の指定管理者のみの場合には、申請書類の一部や審査会による審査を省略できるとし、配慮している。
54	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度(指定管理者となっている外郭団体)	総務部	行革分権課	<p>当監査のヒアリング対象外であったが、出資に対する監査と合わせて考えると、施設の存続と外郭団体の在り方を合わせて考えるべき例と思われる。</p> <p>指定管理者制度は、外郭団体の再編も意図されたものであり、施設の在り方のみではなく、ここで挙げた外郭団体管理施設については、外郭団体の在り方と合わせて検討されることが望まれる。</p>	公の施設(指定管理者制度導入施設を含む。)のあり方と外郭団体のあり方は、それぞれで検討してきているが、その検討の結果、もう一方に影響を生じさせる場合に、当該結果を受けて検討することとしている。
55	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	<p>評価基準のうち「施設の平等利用の確保に関すること」を満たさない指定管理者は、いくら効率的に実施されても公の施設の運営主体としては失格であるが、この配点がゼロになっても、他の得点が高ければ指定管理者となる可能性がある。</p> <p>「施設の平等利用の確保に関すること」を満たさない場合、配点以前の失格項目として判定する方法などがふさわしいと思われる。</p>	ガイドラインの評価シート例に「施設の平等利用の確保」を単独項目として追加、これを満たさない場合は失格とする方向で改訂する。
56	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	<p>効率的な運営に関し、指定管理者報酬により、自動的に点数を計算する計算式を定めている施設が多い。(例:最低提示金額÷団体提示金額×配点)</p> <p>この場合、実現不可能な項目を含めて提示を行った団体でも、配点が高くなる。例えば仕様書の項目が収支見積りに抜けているが、直ちに失格にする程度のものでない場合、本来よりも評価点数が高くなる。このようなことのないように、収支計画とその実現可能性を合わせて評価できるような配点・採点方法とすることが望ましい。</p>	ガイドラインの評価シート例に「収支計画の実現性」項目を評価の視点として追加する。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
57	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	<p>事業所税が課税になるなどの理由から、施設管理により受け取る指定管理者報酬と利用料金が管理費を上回った部分を返金する精算制度をとる施設がある。このような施設で公募による場合、指定管理料の審査を申請どおりで行ってよいのかは疑問である。</p> <p>精算制度をとる可能性のある団体とそうでない団体に関し、同レベルで判断することは難しい。愛媛県では、使用料について大きな配点はとっていないが、この点について、前もって考え方を統一、整理し、評価の目安を設けることが望ましい。</p>	<p>精算方式での取扱いを明確にするため、ガイドラインの評価シート例における「委託料の縮減のための取組」とあわせて「精算方式とする場合の県の損失補てんの可能性の低減のための取組」を盛り込むよう改訂する。</p>
58	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	<p>委員は、各種の専門領域から選任されており、各委員の意見交換のうえで決定されなければ、それぞれの専門性に基づく判断を共有できない。例えば、決算書類を見ると、企業の存続に著しく疑問を感じる者が応募し、財務の専門家だけがその事実に気がついたような場合、その情報、判断の根拠を説明しなければ、他の審査員は実施能力ありと判断する可能性がある。</p> <p>また、そのようなマイナス情報が感知された場合、応募者に対し、その点に関する質問を行い、説明する機会を与えるべきであろう。</p> <p>プレゼンテーション等を含めた最終判定時に、書面による一次判定の結果についても話し合わせ、委員が必要と感じた事項については応募者に質問し、その後各委員が最終的な判断を行うことが運用上の原則となっているようであるが、これらを原則とする規定化が望まれる。</p>	<p>指定管理者の選定に係る審査会については、最終判定に当たり、適切に委員間での意見交換がなされるようにガイドラインに明記する。</p>
59	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	<p>指定管理者制度ガイドラインによると、仕様書の内容等の妥当性についても、選定審査委員により事前に審査することを原則としているが、実際には、選定審査時のみの開催がほとんどになっており、仕様書や選定基準、選定方法について、審査委員が検討した過程が議事録等で確認できるものはなかった。</p> <p>選定審査委員により、公募前に、仕様書の内容のチェックを含め、選定の実施方法が検討されるべきである。</p> <p>選定にあたって選定基準・方法についても選定委員に諮り、諮った内容とその結果を議事録として保管すること、選定基準の公開時に選定方法の論点を合わせて公開することが望まれる。</p>	<p>募集要項及び選定基準の作成に当たっては、ガイドラインにおいて審査会の意見を聞くこととしているが、前回募集時の内容等と比較して大幅な変更がないときは、これを省略できることとしている。これは、審査会を効率的、合理的に開催するためであり、現行の取扱いを継続する。なお、仕様書については意見聴取の対象になるとは明記していないため、今後は募集要項と同様に対象とする旨、ガイドラインに明記する。</p> <p>選定基準作成に係る審査会の議事録等については、作成のうえ、保管するようガイドラインに明記する。</p> <p>また、ガイドラインでは、審査会での議論の過程や選定理由等は指定管理候補者の決定後に公表することとしている。これは選定の中立性が損なわれる恐れがある等の理由からであり、選定基準作成に関する議論の過程も、候補者決定後に合わせて公表するようガイドラインに明記する。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
60	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	モニタリングの制度により、業務の実施状況は毎年チェックリストにより確認され、公開されているが、県の施設担当部署のコメントのみが記載されているため、やや施設運営者よりの判定が行われ、形式的な記載となる可能性があり、実際に平成21年の前述植物くん蒸所については、現実と記載にやや齟齬が見られているように思われる。施設の有効利用を高める制度導入の本旨からいえば、もう一歩踏み込み、担当部署以外の評価者を含め、総合的な事後評価を行うことを制度化のうえ実施することが望ましい。	モニタリングについては、年次報告書や所管課による現地確認のほか、利用者アンケート等のセルフモニタリングを取り入れ、施設の効用を高めることに努めているほか、指定期間満了前には施設のあり方等について検証することにより、総合的な事後評価を実施している。
61	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	指定管理者報酬の計算根拠について、施設管理に直接関連する事務費以外の、例えば指定管理者応募経費や、指定管理施設従事者の人事管理の費用など、いわゆる本部経費を計上している收支計画はなかった。 民間事業者が応募する場合、本部経費等をどこかの項目に混入させることになる。施設の運営をどのような見積りに基づき行うのか、は施設運営の基本事項であり、正確な見積りによる応募資料が作成・提示されることがより望ましい。 管理経費の算入を認めるとともに、応募資料に正確な見積りを提示するよう求める仕様書とすることが望まれる。	收支計画書に本部経費(一般管理費)を計上する欄を設けるとともに、ガイドラインに、本部必要経費の算入など適正な收支計画書の提出について明記する。
62	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	修繕費については、施設等の本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の修繕に関しては、指定管理者が負担し、それ以外は県と指定管理者との協議によることが原則とされている。 効用持続年数を維持するために必要な限度の修繕の範囲について、施設ごとにその構造や使用方法、性質が大きく異なるため、施設で運用が異なること、また、その他の修繕についても、修繕毎に内容を協議、検討し、負担を決めるということについては、合理性がある。しかし、修繕費は、多額に発生する可能性のある項目であり、民間事業者から見ると、負担の範囲が明確にされなければ、リスク要因を抱えることになる。 修繕費については、著しく不適當な県負担がないか、逆に指定管理者に負担を求めすぎているかなどにつき、一定の目安を設けるとともに、担当部署以外での合理性チェックが可能な仕組みとすることが望まれる。	修繕費の負担について、どの程度の負担が適当であるかということについては、それぞれの施設の状況や修繕の内容等を総合的に勘案のうえ判断する必要があるため、一定の目安を設けることはできないが、施設の修繕が基本協定書に基づき、相互合意の上で実施されていることから、現行の取扱いを継続する。 また、担当部局以外での合理性チェックについては、行革分権課において施設所管課からの個別の照会を受け、その対応について助言するなどしており、双方の適切な負担となっている。 なお、ガイドラインでは、指定管理者の募集に当たって、当該施設に係る過去の修繕実績を明示し、応募者への情報提供に努めることとしているが、これを必ず提供するようガイドラインを改正する。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
63	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	<p>指定管理者が行う委託業務についての管理方法もまちまちである。指定管理者制度の本旨を考えれば、過度の干渉は指定管理者の裁量を削ぐことになるが、指定管理者がその業務のほとんどを委託する場合には、指定管理者としての選任が妥当だったのか、という疑問が生じる可能性もある。</p> <p>指定管理者が行う委託業務につき、選定時に予定リストを入手し、どの程度の委託を見込んでいるのかも審査対象とすることを検討し、また毎年の契約時にリストを徴収するなど、現況の把握も行うことが望まれる。</p>	<p>指定管理者との基本協定書において、あらかじめ県に書面による承諾を得た場合、第三者に委託することができる旨規定していることから、指定期間中の委託状況について把握でき、適正な管理も保たれており、現状の取扱いを継続する。</p>
64	22	意見	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	<p>管理者が公募により交代する場合、施設に関するノウハウが失われてしまう可能性もある。一方、県担当者は定期的に異動し、指定管理期間よりも短い。</p> <p>指定管理者との連携は必要であり、これを文書化して、有形のノウハウとして今後の管理に生かす方法について、検討が必要と思われる。</p> <p>指定管理者からの提案をくみ取る制度も必要と思われ、管理部署と指定管理者の定期的な意見交換の実施とその文書化や、指定管理者からの提案制度などの導入の検討が望まれる。</p>	<p>指定管理者が交代する際の業務引継ぎについては、基本協定書において「運営が遅滞なく円滑に実施されるように引継ぎを実施する」と定めている。また、ガイドラインにおいても、安全管理や事故防止のために十分な引継ぎを求めよう規定している。</p> <p>指定管理者と県との意見交換については、ガイドラインにも規定しているように、モニタリングの一環として、年次報告書、月次報告書、現地確認等を通じて現状でも実施しており、その中で指定管理者からの提案についてもくみ取ることができていると考えている。</p>
65	22	意見	措置状況等の検証	県出資法人等の人事給与制度	総務部	人事課	<p>派遣職員の給与の負担割合については、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第4条において、県は派遣職員の給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができることと規定されている。</p> <p>しかし、条例が給料等の100分の100以内としているにもかかわらず、派遣職員の業務の中に派遣先固有のものとも考えられる業務が含まれているが、県が給料等の100%を負担している事例があるため、県が当該派遣職員の給料等の100%を負担する合理性があるかどうかを再検討すべきである。</p>	<p>派遣職員が従事する業務が、県における職務に従事することと同様の効果をもたらす場合には、給与を100%負担することについて問題ないものとする。なお、今後も従業務の効果については検証していく必要がある。</p>
66	22	意見	措置状況等の検証	県出資法人等の人事給与制度	総務部	人事課	<p>従来、公益的法人等に対しては、地方公共団体から様々な補助金や委託料が交付されることが多かったところ、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」は、第6条第2項の手続によらず、派遣元である地方公共団体が派遣先に派遣職員人件費の相当額を補助金として支出して、派遣先が派遣職員に派遣元と同額の給与を支給することの可否に関する規定を置いていない。</p> <p>そこで、派遣法に基づく給与支給に代えて給与相当額を補助金等で支給できるかが問題となる。</p> <p>この点に関しては、訴訟で争われているが、同法第6条第2項によつて、派遣職員への給与支給には厳格な要件が課せられたのであるから、かかる同法第6条第2項の趣旨を潜脱するような補助金交付は当然に禁止されていると考えられる(最高裁平成21年12月10日決定)。</p>	<p>派遣職員の人件費については、人件費相当額の補助金支出から、派遣法に基づく県からの支給に見直している。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
67	22	意見	措置状況等の検証	県出資法人等の人事給与制度	総務部	人事課	<p>外郭団体の存在意義は県からの独立性を高め、民間の活力やノウハウを生かすということであるから、民間出身者をより積極的に幹部に登用して、組織の活性化を図ることが望ましい。</p> <p>過去の監査報告でもOB人事の問題を取り上げているが、給与支給の多寡ではなく、法人の独立性、経営者としてのリーダーシップの問題及び職員の積極的経営意欲の妨げとなるおそれを指摘している。</p>	<p>団体からの要望に応じて、退職者を紹介するなど、関与は必要最小限に止めている。</p>
68	22	意見	措置状況等の検証	県出資法人等の人事給与制度(愛媛県社会福祉事業団)	保健福祉部	保健福祉課	<p>「県OBの状況」が示す通り、本事業団の幹部(理事長、常務理事、所長、園長、校長)は県のOBが占めており、就任前の前職との関連性も少ないように見受けられる。外郭団体の存在意義は県からの独立性を高め、民間の活力やノウハウを生かすということであるから、民間出身者をより積極的に幹部に登用して、組織の活性化を図ることが望ましい。</p>	<p>民間経験者の中途採用も実施することにより、授産施設における新商品の開発・販売において手腕を発揮するなどの効果を上げている。また、平成18年度の指定管理者制度導入を契機に県職員派遣をやめ、プロパー職員の管理職となる人材を育成した結果として、プロパー職員の管理職登用者数は増加している。さらに、平成23年度における新事業への移行にあたっては、新たな施設長として登用したプロパー職員を充てており、法人として、自立した組織運営を行っている。</p>
69	22	意見	措置状況等の検証	県出資法人等の人事給与制度(愛媛県エフエーゼット株)	経済労働部	産業政策課	<p>さらなる組織活性化と収益力の強化を図るため、組織改革とプロパー職員の登用に加え、チャレンジ精神のある積極経営を実現すべく、顧客アンケートの実施、営業経験者の採用等を行うとともに、施設稼働率の向上のための方策を検討すべきである。</p>	<p>県と同社において、経営改善に関する協議や意見交換等を随時実施しており、これまで5期連続の黒字を達成している。したがって引き続き、経営改善に取り組んでまいりたいと考えている。</p> <p>なお、「顧客アンケート」については、従前から実施している。</p>
70	22	意見	措置状況等の検証	県出資法人等の人事給与制度(愛媛県動物園協会)	土木部	都市整備課	<p>係長制度や技術職への登用制度だけが職員のモチベーションを高めるのではなく、動物園自体の活性化、入園者の増加、動物園としての個性の発揮と世間の評価も職員のモチベーションを高めるので、さらなる動物園活性化のための方策を検討すべきである。</p>	<p>平成18年度から指定管理者制度を導入し、入園者数の増加に向けたインセンティブが働きやすくとともに、行動展示を取り入れた獣舎の改修、夜の動物園など多彩なイベントの実施、またアフリカ象やトラなど人気動物の繁殖成功などの相乗効果により、入園者数を回復させてきたところである。</p> <p>今後ともこれらの取組を継続するとともに、動物と触れ合うアニマルセラピーや結婚支援イベントなど福祉との連携による新たなニーズの拡大にも取り組み、さらなる動物園の活性化を図ることとしている。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマ I 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
71	22	意見	措置状況等の検証	県出資法人等の人事給与制度(愛媛県動物園協会)	土木部	都市整備課	<p>常務理事、園長といった幹部は県OBである。しかし、旭山動物園や横浜動物園ズーラシアのように個性と獨創性あふれる民間出身者により動物園の業績がアップすることが多いので、人件費は多少高くついても、幹部に民間の優れた専門家を登用することを検討すべきである。</p>	<p>動物園協会では県OBの職員を、とべ動物園が立地する総合運動公園や近隣の県関係施設との連携など、豊富な行政経験に基づいた即戦力の人材、また獣医として優れた知識・経験を有する人材として採用しており、現時点で民間の専門家を登用する予定はない。</p> <p>なお、同協会は平成21年3月から法人トップの理事長に民間人を起用するとともに、22年6月の公益財団法人への移行に際して役員の構成を見直し、法人の自主性・自立性を向上させるとともに、民間の経営ノウハウを積極的に取り入れているところである。</p>
72	22	意見	措置状況等の検証	県出資法人等の人事給与制度(松山観光ターミナル株)	土木部	港湾海岸課	<p>職員が3人ではあるが、本会社の事業内容は単なる松山観光港ターミナルの施設管理にとどまらず、テナントやイベントの誘致も重要であるので、今後職員が退職した場合は民間の企画、営業経験者を採用して、さらなる営業力の強化のための方策を検討すべきである。</p>	<p>監査人意見のとおり、今後職員が退職した場合に備えて、検討することとしたい。</p>
73	22	意見	措置状況等の検証	県出資法人等の人事給与制度(松山観光ターミナル株)	土木部	港湾海岸課	<p>常勤監査役の実際の業務は、例えば、資産管理運営については、清掃業務、整備業務、設備の保守点検業務等の完了検査の立会、修繕業務の関与や、指定管理業務については、物品管理、施設管理の効率性、快適性及び利便性の検討などといったどちらかというと業務監査というよりは、業務執行に近い業務が多々含まれている。加えて、最も大きな業務の割合を占める取締役の業務遂行、内部統制に関する業務についても、その重要性は理解するものの、業務の具体的内容が把握しにくいものである。</p> <p>よって、常勤監査役は廃止すべきであり、又、業務内容や職員数の規模に比較して監査役を4名は多すぎると思われる。</p> <p>なお、新会社法では、機関設計が自由であり、小会社は取締役会及び監査役を設置しないことも可能である。本会社はその選択が適当と考えられる。</p>	<p>同社は、会社法上監査役会の設置義務はないが、第3セクターという事業の公益性確保の観点とともに、監査機能及び内部統制機能の強化等によるコーポレート・ガバナンスの充実のため、常勤監査役1名と社外監査役3名を設置しているものである。</p> <p>このため、監査人の意見があった常勤監査役の廃止や監査役の減員は考えていないが、今後、より一層、監査機能の強化を図って行くこととしたい。</p> <p>なお、社外監査役3名は無報酬である。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
1	22	意見	関連諸団体	全体	総務部	人事課	職員が同じような団体事務を行っている場合でも、部署により、職務専念義務の免除を受けない場合もある。これは、県業務として実施している、という認識に基づくものであり、団体の業務と県業務が不可分であるなど、一定の合理性は認められる一方、団体業務を行う場合は、必ず形式的に職務専念義務免除申請を出す部署もある。 取扱いを統一することが望まれ、条例及び施行令を厳しく読めば、団体の事務を行う時点で必ず職務専念義務免除の承認を受けることが求められていると考えられる。	各業務が県又は団体の業務であるかの判断は、実際に所管する各所属が最も適切に判断できるものと考えている。 また、各団体ごとに、県との関連性は異なっており、統一的な取り扱いには困難と考える。
2	22	意見	関連諸団体	全体	総務部	人事課	就任状況等は人事課などで一元管理されることが望まれる。職員以外の特別職についても、就任が妥当とした根拠を添えて、知事による承認を受けることと、人事課などによる一元管理を行うことが望まれる。	職務で行っているものは元より、職務専念義務免除の上、就任している場合についても、各所属の権限で行っているものであり、支障は生じていない。 特別職の諸団体への就任についても、知事交替時等に、就任の必要性や妥当性を検討のうえ、知事に伺い、人事課において一括して承認を得ているが、平素は、各所管部局において、個々に知事に伺い承認を得ており、特段の支障は生じていないことから、今後も従来どおりの対応とする。
3	22	意見	関連諸団体	全体	総務部	人事課	県職員が行う団体の業務内容についても、内容調査票を作成し、担当部署で行っている業務と担当者、おおまかな従事時間、必要と考える理由を記載し、団体への関与状況を総括して管理する部署を定め、内容の妥当性を検討のうえ、人事課などで一元的に管理することが望まれる。	職務専念義務免除の承認は各所属等が行っており、団体への関与状況も含めて、各所属で判断すべきと考える。
4	22	意見	関連諸団体	全体	総務部	行革分権課	団体ごとの運営状況を確認のうえ、団体自体の統廃合を検討し、存続するものについて、団体担当部署間の連携や担当の再検討が望まれる。	行財政改革を推進する観点から、県に事務局があり、県職員が事務等に従事している関係団体の整理・統合を含めた見直しを図ることとしたい。
5	22	意見	関連諸団体	全体	総務部	総務管理課 行革分権課	県庁舎内で団体職員などに執務させる場合の登録規程、および職員に準じて守るべき規則を定めることが望まれる。	県庁舎内における団体職員の遵守すべき事項等については、各部局の責任において必要な措置を講じているところである。
6	22	意見	関連諸団体	全体	総務部	行革分権課	保有資金の運用方法を明確に定めず、普通預金として残されている団体も多く見られた。 外郭団体等に比べ、繰越金、基金等の金額は少額であり、また定期預金等にしても、長期的に続く低金利の現況では、収入の増加も限定されるとはいえ、理事会等で運用方法について検討されることが望まれる。	各関係団体において保有資金の運用方法を明確に定めるよう周知徹底を図ることとしたい。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
7	22	意見	関連諸団体	愛媛県生活つなぎ資金協会	総務部	総務管理課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	当初、県政策により貸付が行われていたことから、県職員が債権の管理等を行っており、現有債権が消滅した段階(平成30年度予定)で解散し、残余財産を県が引き継ぐこととしている。
8	22	意見	関連諸団体	愛媛県生活つなぎ資金協会	総務部	総務管理課	当団体は、余剰資金を含め、回収終了時に精算されるとのことであるが、具体的に、整理計画を明確にし、可能であれば早期に解散することも含めた検討が望まれる。	前述のとおり、現有債権が消滅するまで(平成30年度予定)、県職員が適正に債権の管理等を行うこととしている。
9	22	意見	関連諸団体	愛媛県生活つなぎ資金協会	総務部	総務管理課	県の職員が事務局を務める団体は、公的性格を有する団体であり、県の団体への関与度合いにもよるが、より透明性の高い運営が確保されるよう、情報公開に関する規程の整備等を働きかけていくことが望ましい。	協会の所有する文書は、県の公文書ではないため、県の情報公開条例の対象とならないが、公開請求があれば、検討することとしている。ただし、協会の保有する情報のほとんどが個人情報である。
10	22	意見	関連諸団体	愛媛県生活つなぎ資金協会	総務部	総務管理課	県の職員が事務局を務める団体で個人情報を取扱う団体では、個別に個人情報取り扱い規程を策定することが望ましい。県の関与度合いにもよるが、県は規程の策定を働きかけることが望ましい。	協会所有の文書は、県の個人情報保護公開条例の対象とならないが、原則として県の規程に準じて取り扱っている。
11	22	意見	関連諸団体	愛媛県生活つなぎ資金協会	総務部	総務管理課	当団体は、余剰資金を含め、回収終了時に精算されるとのことであるが、具体的に、整理計画を明確にし、可能であれば早期に解散することも含めた検討が望まれる。	前述のとおり、現有債権が消滅するまで(平成30年度予定)、県職員が適正に債権の管理等を行うこととしている。
12	22	意見	関連諸団体	愛媛県離島振興協議会	企画振興部	地域政策課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	当協議会の業務は、公益性が高く、また、関係市町からの強い要請もあることから、今後も県が関与していくことは妥当と考えているが、関係市町での事務取扱いの可能性も含め、より適切な関与のあり方を今後とも探っていきたい。
13	22	意見	関連諸団体	愛媛県離島振興協議会	企画振興部	地域政策課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実質的な運用が望まれる。	当協議会の唯一の資産である積立金については、従来から調書を総会資料に含めていたが、今後は財産目録等の計算書類を作成したい。
14	22	意見	関連諸団体	愛媛県離島振興協議会	企画振興部	地域政策課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、実質的な策定とするべきである。少なくとも、事業費に含めてしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	費目毎に想定される経費を適切に計上し、結果として節約や事業要望がなかったこと等により余った予算を繰越していたが、23年度予算については、決算状況に合わせてより精査を行ったうえで、新たに予備費を計上した。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
15	22	意見	関連諸団体	愛媛県離島振興協議会	企画振興部	地域政策課	団体が独自の意思決定を行ったことを確認できるよう、議事録の作成が行われる必要がある。また、理事や会員など、参加者の代表などによる署名を得ることにより、構成員等による確認が行われ、確認された証跡を残すことが望ましい。	23年度から、総会後に議事概要を作成することとした。また、今回は、会員等の確認処理は行っていないが、今後は確認することとしたい。
16	22	意見	関連諸団体	愛媛県離島振興協議会	企画振興部	地域政策課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	従来から実施している、総務部団体事務取扱要領を基にしたチェックリストによる事務局長(課長)の書類チェックに加え、監事監査の前に監事市町の担当課職員による予備監査(チェックリストに基づいた書類チェック(記名・押印))を新たに行い、チェック体制の強化を図った。
17	22	意見	関連諸団体	愛媛県離島振興協議会	企画振興部	地域政策課	県の職員が事務局を務める団体は、公的性格を有する団体であり、県の団体への関与度合いにもよるが、より透明性の高い運営が確保されるよう、情報公開に関する規程の整備等を働きかけていくことが望ましい。	当協議会の運営については、県の財政的支援がないなど、県の関与度合いは低く、規程の整備等を強いる状況にはないが、より透明性の高い運営を図るため、統一的な基準が示されれば、今後働きかけていきたい。
18	22	意見	関連諸団体	愛媛県離島振興協議会	企画振興部	地域政策課	県の職員が事務局を務める団体で個人情報を取扱う団体では、個別に個人情報取り扱い規程を策定することが望ましい。県の関与度合いにもよるが、県は規程の策定を働きかけることが望ましい。	当協議会の運営については、県の財政的支援がないなど、県の関与度合いは低く、規程の整備等を強いる状況にはないほか、当協議会の取り扱う個人情報は限定されており、必要性も薄いと思われるが、より適切な運営を図るため、統一的な基準が示されれば、今後働きかけていきたい。
19	22	意見	関連諸団体	松山空港利用促進協議会	企画振興部	交通対策課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	官民一体となって活動を実施しており、空港は地域の経済・文化・交流の拠点となっていることなどから、県の関与は必要である。
20	22	意見	関連諸団体	松山空港利用促進協議会	企画振興部	交通対策課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実的な運用が望まれる。	当協議会は預金以外の資産はなく、収支計算書は作成済みである。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
21	22	意見	関連諸団体	松山空港利用促進協議会	企画振興部	交通対策課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、現実的な策定とすべきである。少なくとも、事業費に含めしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	事業予測に基づき事業予算を計上しており、使用しない予定の繰越金を事業費に含めた事業予算は計上していない。また、事業予測に基づき、適宜予備費として計上している。
22	22	意見	関連諸団体	松山空港利用促進協議会	企画振興部	交通対策課	団体が独自の意思決定を行ったことを確認できるよう、議事録の作成が行われる必要がある。また、理事や会員など、参加者の代表などによる署名を得ることにより、構成員等による確認が行われ、確認された証跡を残すことが望ましい。	理事会や総会等の意思決定に際しては、議事録の作成を行い、参加者の代表による確認を行うこととする。
23	22	意見	関連諸団体	松山空港利用促進協議会	企画振興部	交通対策課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。 監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。 また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	監査実施にあたっては、チェックすべき項目を予めチェックリストとして作成し、検討する内容を明確にした上で監査を受けることとする。
24	22	意見	関連諸団体	えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会	県民環境部	消防防災安全課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	意見を踏まえ、平成23年開催の委員会で、各団体の必要性、今後の事業の拡大又は縮小による各団体の関与方法を協議した結果、今後も各団体が相互に連携を図りながら、継続して実施することとした。
25	22	意見	関連諸団体	えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会	県民環境部	消防防災安全課	管理部の業務に対して、事業部である県がチェックする根拠が明確ではないため、継続して相互牽制の制度が実施されるよう手続を文書化することが望まれる。また、併せて照合の証跡を残すことを含め、業務内容と実施方法の再検討が望まれる。	意見を踏まえ、事業部及び管理部の組織を規程化し、業務内容等を明確化した。 また、照合の証跡についてもチェック時に証跡を残すこととした。
26	22	意見	関連諸団体	えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会	県民環境部	消防防災安全課	収支計算書の作成により、収支の状況が概観できる状況とすることが望ましい。	会計関係は、愛媛県会計規則に準じて行っているが、意見を踏まえ、平成23年度からは収支状況が概観できるよう改善した。
27	22	意見	関連諸団体	えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会	県民環境部	消防防災安全課	事業部である県と管理部である安全協会の間で、事務局内での文書管理・保管の方法、分掌を明確にし、文書化する必要がある。また、県では、安全協会で規程に沿って保管されていることを確認する必要がある。	意見を踏まえ、「えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会事業部及び管理部処務規程」において、愛媛県文書管理規程を準用するよう規定。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
28	22	意見	関連諸団体	えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会	県民環境部	消防防災安全課	運営主体を明確にするとともに、意思決定、責任の所在も現在の規程に沿って構築することが望ましい。	意見を踏まえ、「えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会組織体制」を作成し、意思決定、責任の所在を明確化した。
29	22	意見	関連諸団体	愛媛県消防救急デジタル無線基本設計推進協議会	県民環境部	消防防災安全課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	当該団体は所期の目的を果たし、平成23年3月に解散した。
30	22	意見	関連諸団体	愛媛県消防救急デジタル無線基本設計推進協議会	県民環境部	消防防災安全課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実際的な運用が望まれる。	当該団体は所期の目的を果たし、平成23年3月に解散した。
31	22	意見	関連諸団体	愛媛県消防救急デジタル無線基本設計推進協議会	県民環境部	消防防災安全課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、実際的な策定とすべきである。少なくとも、事業費に含めてしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	当該団体は所期の目的を果たし、平成23年3月に解散した。
32	22	意見	関連諸団体	愛媛県消防救急デジタル無線基本設計推進協議会	県民環境部	消防防災安全課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。 監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。 また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	当該団体は所期の目的を果たし、平成23年3月に解散した。
33	22	意見	関連諸団体	愛媛県消防救急デジタル無線基本設計推進協議会	県民環境部	消防防災安全課	県の職員が事務局を務める団体は、公的性格を有する団体であり、県の団体への関与度合いにもよるが、より透明性の高い運営が確保されるよう、情報公開に関する規程の整備等を働きかけていくことが望ましい。	当該団体は所期の目的を果たし、平成23年3月に解散した。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
34	22	意見	関連諸団体	愛媛県消防救急デジタル無線基本設計推進協議会	県民環境部	消防防災安全課	県の職員が事務局を務める団体で個人情報を取扱う団体では、個別に個人情報取り扱い規程を策定することが望ましい。県の関与度合いにもよるが、県は規程の策定を働きかけることが望ましい。	当該団体は所期の目的を果たし、平成23年3月に解散した。
35	22	意見	関連諸団体	愛媛県精神保健福祉協会	保健福祉部	健康増進課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	本件指摘は全団体対象とのことであるが、包括外部監査では、「現在の体制による運営が合理的である」と明記されており、当団体に関する限り、問題はない。
36	22	意見	関連諸団体	愛媛県精神保健福祉協会	保健福祉部	健康増進課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実際的な運用が望まれる。	どのような様式を標準とすべきかについては、全庁的な方針の統一を待つことが適当である。また、過去の計算書類との整合性や連続性を確保することも重要な会計原則であることに照らし、当面、計算書類の様式そのものの変更は見送ることとする。
37	22	意見	関連諸団体	愛媛県精神保健福祉協会	保健福祉部	健康増進課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、実際的な策定とするべきである。少なくとも、事業費に含めてしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	意見を踏まえ、予備費の額を見直し、予算を実際の事業予測に近づけた。
38	22	意見	関連諸団体	愛媛県精神保健福祉協会	保健福祉部	健康増進課	団体が独自の意思決定を行ったことを確認できるよう、議事録の作成が行われる必要がある。また、理事や会員など、参加者の代表などによる署名を得ることにより、構成員等による確認が行われ、確認された証跡を残すことが望ましい。	当団体については「議事録は作成されている」と明記されており、作成に関する問題はない。議事録の確認については、意見を踏まえ、会長の署名を得ることとした。
39	22	意見	関連諸団体	愛媛県精神保健福祉協会	保健福祉部	健康増進課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。 監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	監査事項の標準化については全庁的な方針の統一を待つことが適当である。監査過程では会計のみならず事務処理方法等についても質疑が行われており、問題点の指摘がある場合には記録することとしている。
40	22	意見	関連諸団体	愛媛県精神保健福祉協会	保健福祉部	健康増進課	県の職員が事務局を務める団体は、公的性格を有する団体であり、県の団体への関与度合いにもよるが、より透明性の高い運営が確保されるよう、情報公開に関する規程の整備等を働きかけていくことが望ましい。	県関係団体を情報公開の対象に含むことについては、外郭団体等情報公開指導要綱等により実施している自治体もあり、全庁的に統一的な対応を待つこととする。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
41	22	意見	関連諸団体	愛媛県精神保健福祉協会	保健福祉部	健康増進課	県の職員が事務局を務める団体で個人情報を取扱う団体では、個別に個人情報取り扱い規程を策定することが望ましい。県の関与度合いにもよるが、県は規程の策定を働きかけることが望ましい。	他の自治体では県が一定以上の出資割合である団体について個人情報保護制度を導入している例があるが、協会は県からの出資がないため、全庁的な動向を見定めながら適切に対応したい。
42	22	意見	関連諸団体	愛媛県精神保健福祉協会	保健福祉部	健康増進課	雇用期限の定めのない採用職員については、定年制度の導入が必要と思われる。	定年の議論が必要な程度の高齢職員がいないことから、当面、規定を整備する必要性が低い。
43	22	意見	関連諸団体	愛媛県手をつなぐ育成会	保健福祉部	障害福祉課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	団体の今後の活動方針等を鑑み、団体の役員等の意見も聞きながら、県の関与方法等を検討する。
44	22	意見	関連諸団体	愛媛県手をつなぐ育成会	保健福祉部	障害福祉課	年度末の定期預金残高は、監事により照合されるが、利息を乗せて証書を書き換えるために、後日の検証が不可能である。残高証明を入手するか、書き換え前の定期証書のコピーを取り、利息の計算書とともに保管するなどの手続きの追加が望まれる。	御意見のとおり、残高証明の入手等で対応する。
45	22	意見	関連諸団体	愛媛県手をつなぐ育成会	保健福祉部	障害福祉課	予算の承認によって、積立及び取り崩しが承認されているが、定期積立金について、用途が要綱などによって明確にされていない。要綱などでの規程化が望ましい。	御意見のとおり、要綱等で規定する。
46	22	意見	関連諸団体	愛媛県手をつなぐ育成会	保健福祉部	障害福祉課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実際的な運用が望まれる。	繰越金以外に資産は有しないので、収支計算書で対応する。
47	22	意見	関連諸団体	愛媛県手をつなぐ育成会	保健福祉部	障害福祉課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、実際的な策定とすべきである。少なくとも、事業費に含めてしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	御指摘のとおり、繰越分は予備費で計上することとする。
48	22	意見	関連諸団体	愛媛県手をつなぐ育成会	保健福祉部	障害福祉課	団体が独自の意思決定を行ったことを確認できるよう、議事録の作成が行われる必要がある。また、理事や会員など、参加者の代表などによる署名を得ることにより、構成員等による確認が行われ、確認された証跡を残すことが望ましい。	御指摘のとおり、議事録を作成し、役員等が内容を確認することとする。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
49	22	意見	関連諸団体	愛媛県手をつなぐ育成会	保健福祉部	障害福祉課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。 監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。 また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	御指摘のとおり、確認事項を明文化し、監査結果を記録し、役員会等に諮ることとする。
50	22	意見	関連諸団体	愛媛県手をつなぐ育成会	保健福祉部	障害福祉課	県の職員が事務局を務める団体は、公的性格を有する団体であり、県の団体への関与度合いにもよるが、より透明性の高い運営が確保されるよう、情報公開に関する規程の整備等を働きかけていくことが望ましい。	障害者の当事者団体であることを鑑み、役員等の意見も聞きながら検討する。
51	22	意見	関連諸団体	愛媛県手をつなぐ育成会	保健福祉部	障害福祉課	県の職員が事務局を務める団体で個人情報を取扱う団体では、個別に個人情報取り扱い規程を策定することが望ましい。県の関与度合いにもよるが、県は規程の策定を働きかけることが望ましい。	御指摘のとおり、個人情報取扱規程を策定する。
52	22	意見	関連諸団体	愛媛県手をつなぐ育成会	保健福祉部	障害福祉課	給与規程の作成が望まれる。	御指摘のとおり、給与規程を作成する。
53	22	意見	関連諸団体	愛媛県肢体不自由児協会	保健福祉部	障害福祉課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	団体の今後の活動方針等を鑑み、団体の役員等の意見も聞きながら、県の関与方法等を検討する。
54	22	意見	関連諸団体	愛媛県肢体不自由児協会	保健福祉部	障害福祉課	定期積立金、三木前副会長寄付金積立金について、予算の承認によって、積立及び取り崩しが承認されているが、用途が要綱などによって明確にされていない。要綱などでの規程化が望ましい。	御指摘のとおり、要綱等で規定する。
55	22	意見	関連諸団体	愛媛県肢体不自由児協会	保健福祉部	障害福祉課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実的な運用が望まれる。	繰越金以外に資産は有しないので、収支計算書で対応する。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
56	22	意見	関連諸団体	愛媛県肢体不自由児協会	保健福祉部	障害福祉課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、現実的な策定とすべきである。少なくとも、事業費に含めてしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	御指摘のとおり、繰越分は予備費で計上することとする。
57	22	意見	関連諸団体	愛媛県肢体不自由児協会	保健福祉部	障害福祉課	団体が独自の意思決定を行ったことを確認できるよう、議事録の作成が行われる必要がある。また、理事や会員など、参加者の代表などによる署名を得ることにより、構成員等による確認が行われ、確認された証跡を残すことが望ましい。	御指摘のとおり、議事録を作成し、役員等が内容を確認することとする。
58	22	意見	関連諸団体	愛媛県肢体不自由児協会	保健福祉部	障害福祉課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。 監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。 また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	御指摘のとおり、確認事項を明文化し、監査結果を記録し、役員会等に諮ることとする。
59	22	意見	関連諸団体	愛媛県肢体不自由児協会	保健福祉部	障害福祉課	県の職員が事務局を務める団体は、公的性格を有する団体であり、県の団体への関与度合いにもよるが、より透明性の高い運営が確保されるよう、情報公開に関する規程の整備等を働きかけていくことが望ましい。	御指摘のとおり、情報公開に関する規程を整備する。
60	22	意見	関連諸団体	愛媛県肢体不自由児協会	保健福祉部	障害福祉課	県の職員が事務局を務める団体で個人情報を取扱う団体では、個別に個人情報取り扱い規程を策定することが望ましい。県の関与度合いにもよるが、県は規程の策定を働きかけることが望ましい。	御指摘のとおり、個人情報取扱規程を策定する。
61	22	意見	関連諸団体	愛媛県肢体不自由児協会	保健福祉部	障害福祉課	給与規程の作成が望まれる。	御指摘のとおり、給与規程を作成する。
62	22	意見	関連諸団体	松山港利用促進協議会	経済労働部	産業政策課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	県内企業の国際化を推進するため、官民一体の組織として県管理港湾である松山港の利用促進活動を行っており、県が事務局として業務を行う必要性は高い。
63	22	意見	関連諸団体	松山港利用促進協議会	経済労働部	産業政策課	事業内容に、県自体が行うべきところ、予算の自由度がないことから当会で実施されている可能性のあるものが含まれている。	事業は、官民一体で取り組む方が効果的な内容としており、県の予算については、協議会の事業に必要な最小限の額の負担としている。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
64	22	意見	関連諸団体	松山港利用促進協議会	経済労働部	産業政策課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実際的な運用が望まれる。	預金以外の資産はなく、収支計算書は作成済みである。
65	22	意見	関連諸団体	松山港利用促進協議会	経済労働部	産業政策課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、実際的な策定とすべきである。少なくとも、事業費に含めてしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	次年度への繰越金については、予備費に計上し、実態に即した予算を計上している。
66	22	意見	関連諸団体	松山港利用促進協議会	経済労働部	産業政策課	活動に比べ、繰越金の水準は高くなっている。設立初年度の剰余金があるまま残っているとこのことであるが、余剰となっており、使用計画の策定が望まれる。	剰余金については、より適正な執行を図るため、毎年度の事業計画において、事業費と予備費に各所要額を計上する方針としているが、今後の計画的な使用については現在検討中である。
67	22	意見	関連諸団体	松山港利用促進協議会	経済労働部	産業政策課	団体が独自の意思決定を行ったことを確認できるよう、議事録の作成が行われる必要がある。また、理事や会員など、参加者の代表などによる署名を得ることにより、構成員等による確認が行われ、確認された証跡を残すことが望ましい。	議事録作成の代わりに、理事会、総会に出席していない理事、会員には、議事結果の報告書を送付し、議事内容を確認していただいている。 なお、御意見を踏まえ、今後は議事録を作成することとした。
68	22	意見	関連諸団体	松山港利用促進協議会	経済労働部	産業政策課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。 監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。 また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	監事監査を行う際のチェックシートを作成し、そのチェックシートに沿った監査を受けた。 なお、監査の過程で意見等があった場合には、適宜、事務局運営や事業実施にフィードバックしている。
69	22	意見	関連諸団体	松山港利用促進協議会	経済労働部	産業政策課	県の職員が事務局を務める団体は、公的性格を有する団体であり、県の団体への関与度合いにもよるが、より透明性の高い運営が確保されるよう、情報公開に関する規程の整備等を働きかけていくことが望ましい。	情報公開については、県の情報公開制度に準じている。
70	22	意見	関連諸団体	松山港利用促進協議会	経済労働部	産業政策課	県の職員が事務局を務める団体で個人情報を取扱う団体では、個別に個人情報取り扱い規程を策定することが望ましい。県の関与度合いにもよるが、県は規程の策定を働きかけることが望ましい。	個人情報の取扱いについては、県の個人情報取扱い制度に準じている。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
71	22	意見	関連諸団体	愛媛国債見本市・愛媛県地域貿易振興協議会	経済労働部	産業政策課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	他に適切な団体等もなく、知事が先頭に立って売り込むという姿勢を示すためにも、引き続き県が事務局を担当する。
72	22	意見	関連諸団体	愛媛国債見本市・愛媛県地域貿易振興協議会	経済労働部	産業政策課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実際の運用が望まれる。	現在は会費を徴収しておらず、繰越金と県からの委託費のみで運営していることから、従来どおりの収支計算書とする。
73	22	意見	関連諸団体	愛媛国債見本市・愛媛県地域貿易振興協議会	経済労働部	産業政策課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、実際の策定とするべきである。少なくとも、事業費に含めてしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	次年度への繰越金については、予備費に計上し、実態に即した予算を計上している。
74	22	意見	関連諸団体	愛媛国債見本市・愛媛県地域貿易振興協議会	経済労働部	産業政策課	長期間(1年を超えて)使用する備品で、一定額以上のものについては、入手年月・金額・購入先などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれ、県から貸与され、使用する備品も管理簿については同様である。これらにつき、規程化が望まれる。	該当する備品については、備品台帳を作成し、適正な管理を行うこととした。
75	22	意見	関連諸団体	愛媛国債見本市・愛媛県地域貿易振興協議会	経済労働部	産業政策課	団体が独自の意思決定を行ったことを確認できるよう、議事録の作成が行われる必要がある。また、理事や会員など、参加者の代表などによる署名を得ることにより、構成員等による確認が行われ、確認された証跡を残すことが望ましい。	議事録を作成することとした。
76	22	意見	関連諸団体	愛媛国債見本市・愛媛県地域貿易振興協議会	経済労働部	産業政策課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。 監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。 また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	チェックシートにより監事が個別の状況を確認することとした。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
77	22	意見	関連諸団体	愛媛国債見本市・愛媛県地域貿易振興協議会	経済労働部	産業政策課	事業の立ち上げの時期であることから、現状では、県で施策や予算に合わせて計画した事業を、県職員により実施されている状況にある。 活動が軌道に乗るにつれ、会の運営状況も変化し、会員主導による活動になっていくと思われるが、活動が軌道に乗らないなど、今後の経過が予測と異なる場合、県の関与方法等につき、検討が必要と思われる。	会費の徴収を含め、会員の要望等を聴取しながら、今後、会員主導による独自事業を検討していくこととした。
78	22	意見	関連諸団体	えひめ先進環境ビジネス研究会	経済労働部	産業創出課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	研究会の運営は、県と(財)えひめ産業振興財団が共同で行うこととしており、県は環境ビジネスの振興を図るための方針の決定等を行い、財団は事業を実施し、その結果を県にフィードバックしている。
79	22	意見	関連諸団体	えひめ先進環境ビジネス研究会	経済労働部	産業創出課	環境ビジネスに関しては、国内だけではなく、世界的に議論されている地球温暖化対策に大きく影響され、目まぐるしく変化している状況であり、現時点で自主運営が可能となるシナリオを描くことは非常に困難とのことであるが、担当者の異動などにより、関与方法が明確でなくなる可能性もあり、自主運営に切り替える判断基準を設けることが望ましい。	「経済成長戦略2010」において「低炭素ビジネス」を重点戦略分野として、県と(財)えひめ産業振興財団が共同で運営する「えひめ先進環境ビジネス研究会」を核に、新たな製品・サービス開発の検討を行っているところであり、当面、県として主体的に取り組む必要があることから、共同運営を継続する。
80	22	意見	関連諸団体	愛媛・韓国経済観光交流推進協議会	経済労働部	国際交流課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	韓国からのインバウンド観光の推進は地域の経済発展・文化交流に大きく寄与するものであるため、官民一体の組織として活動を実施しており、県が事務局として業務を行う必要性は高い。
81	22	意見	関連諸団体	愛媛・韓国経済観光交流推進協議会	経済労働部	国際交流課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実際的な運用が望まれる。	同協議会には預金以外の資産はなく、収支計算書は作成済みである。
82	22	意見	関連諸団体	愛媛・韓国経済観光交流推進協議会	経済労働部	国際交流課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、実際的な策定とすべきである。少なくとも、事業費に含めしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	前年度の繰越金は、韓国からのインバウンド観光客の増減など年度中に発生した要因により、当該年度内に実施を予定していた事業の一部が翌年度に実施することになったことによるものが主であるため、次年度の事業費として予算に計上するなど、事業ごとの実情に応じた額としているが、繰越金の内容によっては、適宜予備費にも計上することとした。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
83	22	意見	関連諸団体	愛媛・韓国 経済観光交流 推進協議会	経済労働部	国際交流課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。 監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。 また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	監査実施にあたっては、チェックすべき項目を予めチェックリストとして作成し、検討する内容を明確にした上で監査を受けることとした。 なお、監査において、指摘事項・意見があった場合には記録として残し、対応している。
84	22	意見	関連諸団体	愛媛県グ リーン・ツ リズム推進 協議会	農林水産部	農政課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	県としては負担金、委託事業等を予算措置しており、予算審議の過程で、団体の現況、必要性、今後の予測、関与方法についても検討している。
85	22	意見	関連諸団体	愛媛県グ リーン・ツ リズム推進 協議会	農林水産部	農政課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。 監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。 また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	監事監査においてチェックすべき項目の標準化を行った。
86	22	意見	関連諸団体	えひめ愛 フード推進 機構	農林水産部	ブランド戦略 課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	県として負担金を予算措置しており、その毎年度の審議の中で、団体への関与の必要性や方法等について、検討しているところである。
87	22	意見	関連諸団体	えひめ愛 フード推進 機構	農林水産部	ブランド戦略 課	全国農業組合連合会愛媛県本部は、当会の構成員であり、負担金も最も多額に負担している。これは、当会の活動に最も深い関連を持つためであり、委託内容は、会の目的に沿って実施されるものであるが、会員に対する随意契約による契約は、本来会員が実施すべき事業ではないか、についても検討され、それについて記載されることが望まれる。 販売促進用の消耗品を大量に保管している。担当者により、出入れ簿が作成されており、毎月照合されているが、ルール化されていないので、担当者の異動に伴い、実施されなくなる可能性がある。上長の承認を含め管理方法を規程化するか、共通の認識とすることにより、常時同様の管理状況にする必要がある。	意見を受け、今年度事業においては、会員への随意契約による委託事業は実施していない。 また、消耗品の管理方法等については、意見を受け、管理方法の規定化について検討中である。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
88	22	意見	関連諸団体	えひめ愛 フード推進 機構	農林水産部	ブランド戦略 課	欄外への預り金収支の注記は任意で行われているため、継続して記載されるよう、団体を経過する金員につき、収支計算計上を原則としつつも、預り金については注記によることのできる、などの規定化が望まれる。	意見を受け、平成23年6月3日付けで規定化を行った。
89	22	意見	関連諸団体	えひめ愛 フード推進 機構	農林水産部	ブランド戦略 課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。 監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。 また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	意見を受け、チェック項目について作成済み。 なお、監査の過程での指摘・意見の有無等については、総会時において監査委員から報告を受けているところである。
90	22	意見	関連諸団体	愛媛県PTA 連合会	教育委員会事務局	生涯学習課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	現在のところ適切な関与と考えている。法人化を検討しており、その中で関与方法も再検討する。
91	22	意見	関連諸団体	愛媛県PTA 連合会	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会の要綱により補完するべきところは取り入れることが望ましい。	従来より、会則、規程等に記載していない事項については、県の規程等に準じている。
92	22	意見	関連諸団体	愛媛県PTA 連合会	教育委員会事務局	生涯学習課	一般会計、互助会に積立金が複数設けられているが、運営積立金など、必ずしも、用途が要綱などによって明確にされていない。	会則や規約等で明確にする方向で改善する。
93	22	意見	関連諸団体	愛媛県PTA 連合会	教育委員会事務局	生涯学習課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実質的な運用が望まれる。	事業計画に基づいて予算書・決算書を適切に作成し、それを総会資料に掲載する従来の方法で今後も対応する。
94	22	意見	関連諸団体	愛媛県PTA 連合会	教育委員会事務局	生涯学習課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、実質的な策定とすべきである。少なくとも、事業費に含めてしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。 少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	次年度当初の事業等に必要な経費について、繰越分を予備費に計上するよう改善した。
95	22	意見	関連諸団体	愛媛県PTA 連合会	教育委員会事務局	生涯学習課	人件費などの管理費について、3つの会計間の区分計算の根拠が明確ではない。 従事時間など、合理的と思われる基準で按分することが望まれる。	3会計(一般会計・互助会会計・自転車保険会計)の仕事を算定し、人件費を算出するように改善した。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
96	22	意見	関連諸団体	愛媛県PTA連合会	教育委員会事務局	生涯学習課	県の職員が事務局を務める団体は、公的性格を有する団体であり、県の団体への関与度合いにもよるが、より透明性の高い運営が確保されるよう、情報公開に関する規程の整備等を働きかけていくことが望ましい。	従来どおり、県条例の内容等にそった取扱いを今後も行う。
97	22	意見	関連諸団体	愛媛県PTA連合会	教育委員会事務局	生涯学習課	県の職員が事務局を務める団体で個人情報を取扱う団体では、個別に個人情報取り扱い規程を策定することが望ましい。県の関与度合いにもよるが、県は規程の策定を働きかけることが望ましい。	従来どおり、県条例の内容等にそった取扱いを今後も行う。
98	22	意見	関連諸団体	愛媛県PTA連合会	教育委員会事務局	生涯学習課	雇用期限の定めのない採用職員については、定年制度の導入が必要と思われる。	事務職員雇用規程に定年規定を新たに明記した。
99	22	意見	関連諸団体	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局	生涯学習課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	団体の現況を考えると、現在の関与方法は適切と考えている。
100	22	意見	関連諸団体	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局	生涯学習課	<p>教育委員会の要綱により補完するべきところは取り入れることが望ましい。</p> <p>・支払手続 請求書に基づき、支払手続が行われ、事務局長の承認後に支払われているが、請求書は照合後廃棄され、領収書だけが証拠書類として添付されている。このため、発注業務に基づく請求が行われ、照合のうえ支払われた、という証跡が残されていない。 要綱に従って管理される他の団体に比べ、事務局員が広範な処理を行い、承認を行う事務局長が、通帳印も管理しているなど、統制は手薄になっている。</p> <p>・備品台帳 備品台帳は備えられているが、記載対象が明確ではない。現在は、概ね1年を超えて使用するものを記載しているとのことである。 金額基準を設けるのか、使用年数だけとするのか、について定め、処務細則又は備品台帳用紙に記載することが望まれる。 台帳の記載内容も、物品名と数量だけが記載されているが、取得年月、取得価格等についても記載し、可能であれば番号を付し、備品の現物と照合することが望まれる。</p> <p>・需品 書籍・エンブレム・ベレー帽などは、まとめて購入し、加入者に販売している。 これらについて、出入りが管理されていない。管理台帳を作成のうえ、一定期間ごとに現物と照合することが望まれる。 また、これらは需品会計という特別会計で処理されているが、需品会計と需品の出入りが容易に照合出来る処理方法をとることも必要である。</p>	<p>・支払い手続について 請求書も他の証拠書類とともに残すよう改善した。 業務処理は適切に行われており、通帳・通帳印は別々に管理されており、現体制を継続する。</p> <p>・備品台帳について 台帳への記載は、金額基準(1万円)を超えるものとし、事務局処務細則に明記した。備品台帳には、物品・数量だけでなく、取得年月日・取得価格・備品番号も記載するよう改善した。</p> <p>・需品について 需品在庫一覧表を新たに作成して在庫の確認を行うとともに、月末ごとに事務局が在庫確認を行うよう改善した。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
101	22	意見	関連諸団体	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局	生涯学習課	発行数や金額が些少であるため、市販のものを使用したり、パソコンで作成した領収書を使用したりしていると思われるが、市販のものを使うにしても、発行控えが残る形式のものを使用し、書損じについても線引きして保存するなど、一般的に領収書の管理方法として求められることを実施するべきである。	発行控えが残る形式の領収書を使用するよう改善した。
102	22	意見	関連諸団体	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局	生涯学習課	基金が複数設けられているが、必ずしも、用途が要綱などによって明確にされていない。 また、運用に関しても、1基金、百万円だけが定期とされているが、他の基金は普通預金とされている。基金の運用については、理事会の承認を受け執行しているが、要綱を作成し用途を明確にすることが望まれる。	用途を明確にするよう改善した。
103	22	意見	関連諸団体	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局	生涯学習課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実際的な運用が望まれる。	事業計画に基づいて予算書・決算書を適切に作成し、それを総会資料に掲載する従来の方法で今後も対応する。
104	22	意見	関連諸団体	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局	生涯学習課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、実際的な策定とすべきである。少なくとも、事業費に含めてしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。 少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	次年度当初の事業等に必要な経費について、繰越分を予備費に計上するよう改善した。
105	22	意見	関連諸団体	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局	生涯学習課	団体が独自の意思決定を行ったことを確認できるよう、議事録の作成が行われる必要がある。また、理事や会員など、参加者の代表などによる署名を得ることにより、構成員等による確認が行われ、確認された証跡を残すことが望ましい。	総会・理事会には、必ず書記を置き、議事録を作成して、指名した署名人が内容を確認・署名したうえ、事務局が議事録を保存するよう徹底した。
106	22	意見	関連諸団体	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局	生涯学習課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。 監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。 また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	会計監査を中心に実施していたが、事業内容も含めたチェックを行い、それを理事会で公表し、議事録にも記載するよう改善を行った。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
107	22	意見	関連諸団体	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局	生涯学習課	県の職員が事務局を務める団体は、公的性格を有する団体であり、県の団体への関与度合いにもよるが、より透明性の高い運営が確保されるよう、情報公開に関する規程の整備等を働きかけていくことが望ましい。	県条例の内容等に沿った取扱いを今後も行う。
108	22	意見	関連諸団体	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局	生涯学習課	県の職員が事務局を務める団体で個人情報を取扱う団体では、個別に個人情報取り扱い規程を策定することが望ましい。県の関与度合いにもよるが、県は規程の策定を働きかけることが望ましい。	県条例の内容等に沿った取扱いを今後も行う。
109	22	意見	関連諸団体	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局	生涯学習課	雇用期限の定めのない採用職員については、定年制度の導入が必要と思われる。	従来から「事務局処務細則」に定年制を定めている。
110	22	意見	関連諸団体	愛媛県高等学校文化連盟	教育委員会事務局	高校教育課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	愛媛県高等学校文化連盟は教職員や生徒で組織される団体であることから、県教育委員会として関与の必要性は十分あるので、団体の各種会議や主催行事に担当者が出席し、団体の運営状況等を把握し、必要に応じて適切に指導助言しており、今後もこの体制を継続することとする。
111	22	意見	関連諸団体	愛媛県高等学校文化連盟	教育委員会事務局	高校教育課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実質的な運用が望まれる。	資産は、備品台帳に記載しているパソコンとプリンタ各1台のみであり、繰越金以外に特記すべき資産がないことから、引き続き収支決算書だけで対応することとする。
112	22	意見	関連諸団体	愛媛県高等学校文化連盟	教育委員会事務局	高校教育課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、実質的な策定とすべきである。少なくとも、事業費に含めしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	今年度から、繰越金を「全国高文祭積立金」として計上しており、実際に行う事業とできるだけ一致するようにしている。
113	22	意見	関連諸団体	愛媛県高等学校文化連盟	教育委員会事務局	高校教育課	県からの委託事業(平成21年度では2事業960万円)に関する収入及び支出が収支計算書の注記による記載となっている。支出明細も添付されているが、受託費、それに関する支出を合わせて収支計算書を作成するべきである。	県の委託事業に関する収入及び支出については、別途監査を受けていることから注記による記載としていたが、今年度から収支決算書に追加して作成している。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
114	22	意見	関連諸団体	愛媛県高等学校文化連盟	総務部 教育委員会事務局	行革分権課 高校教育課	事務局職員は、職務外で団体事務を行っている。高校教育課では、この団体も会計事務の適正化のための要領の対象としており、任意ではあるが、県職員によるチェックを受けている。 委託料に加え、会員(生徒・職員)から徴収した会費を原資に県事業である愛媛県高等学校総合文化祭等を実施している。これらを県では、補助的委託と呼んでおり、県事業を会費により運営している状態となっている。 管理部署では、このような団体の数についても調査し、要領の運用実態の把握とフォロー体制をとることが望まれる。	県教育委員会では、団体の会員数について把握するとともに、適正に会費が徴収されていることを確認しており、今後もこの体制を継続することとしている。なお、実態を把握するため、要領に基づく検査の実施結果を担当課から教育総務課へ報告するよう要領を改正した。 また、県の関係団体への関与のあり方や県補助金等の見直しについては、行政評価システムによるチェックに加え、財政健全化基本方針に基づく全庁的な点検を実施しており、引き続き関係団体への指導を含めた事業の適正な執行に努めてまいりたい。
115	22	意見	関連諸団体	愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局	文化財保護課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	関与方法の検討は毎年為されている、今後も継続して検討をしたい。
116	22	意見	関連諸団体	愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局	文化財保護課	収支の関係を見ると、会員の支払う会費に対し、本来県の収入となるべき常設展の閲覧料、特別展の閲覧料の一部を、実質的に当会に対して補助している状態にあるとも言える。 当会の活動は、深く美術館の利用に関係すること、また同種の団体は他の自治体でも組織されているが、管理状況や運営状況について、県の責任がないとは言えない団体であり、要綱の対象とすべきであろう。	教育委員会関係団体事務取扱要領に従い、事務を執行するものとし、決算時及び年度内の随時な時期に各1回チェックリストに従い検査を行うこととした。また、検査実施後は、検査実施報告書(様式4)により、教育総務課長に報告することとした。
117	22	意見	関連諸団体	愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局	文化財保護課	長期間(1年を超えて)使用する備品で、一定額以上のものについては、入手年月・金額・購入先などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれ、県から貸与され、使用する備品も管理簿については同様である。これらにつき、規程化が望まれる。	備品台帳を作成し、適正な管理に努めている。
118	22	意見	関連諸団体	愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局	文化財保護課	商品、消耗品、引き換え券等の管理規程を策定し、管理することが望まれる。	管理規程を策定した。
119	22	意見	関連諸団体	愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局	文化財保護課	計算書類として、NPO法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というような実際的な運用が望まれる。	総会資料に関しては、資産がほとんど無いことから、収支決算書の記載を明確化することで対応した。将来的には、会計ソフトの導入も検討したい。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
120	22	意見	関連諸団体	愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局	文化財保護課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、現実的な策定とすべきである。少なくとも、事業費に含めてしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	平成23年度より、繰越分は予備費として計上している。
121	22	意見	関連諸団体	愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局	文化財保護課	団体が独自の意思決定を行ったことを確認できるよう、議事録の作成が行われる必要がある。また、理事や会員など、参加者の代表などによる署名を得ることにより、構成員等による確認が行われ、確認された証跡を残すことが望ましい。	平成23年度より、議事録に代表2名により署名を得ることとした。
122	22	意見	関連諸団体	愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局	文化財保護課	監事監査で最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ましい。 監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。 また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。	監査に関するチェック項目を作成し、監査する事項を明確にした。監査時の指摘・意見は記録することとし、指摘や意見への対応及び処理状況を県職員が確認することとした。
123	22	意見	関連諸団体	愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局	文化財保護課	県の職員が事務局を務める団体は、公的性格を有する団体であり、県の団体への関与度合いにもよるが、より透明性の高い運営が確保されるよう、情報公開に関する規程の整備等を働きかけていくことが望ましい。	情報公開に関する規程を策定した。
124	22	意見	関連諸団体	愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局	文化財保護課	県の職員が事務局を務める団体で個人情報を取扱う団体では、個別に個人情報取り扱い規程を策定することが望ましい。県の関与度合いにもよるが、県は規程の策定を働きかけることが望ましい。	個別に個人情報の取り扱い規程を策定した。
125	22	意見	関連諸団体	愛媛県高等学校体育連盟	教育委員会事務局	保健体育課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	愛媛県高等学校体育連盟の事業には県教委の委託事業があり、また、部活動を通じて、教職員や生徒に関わる団体であることから、県教委として関与の必要性は十分あるので、団体の各種会議や主催行事に担当者が出席し、団体の運営状況等を把握し、必要に応じて適切に指導助言をしており、今後もこの体制を継続することとする。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
126	22	意見	関連諸団体	愛媛県高等学校体育連盟	総務部 教育委員会事務局	行革分権課 保健体育課	<p>県では、当団体を県が事務を担当する団体とは考えておらず、通常の委託業務のチェックだけを行っている。しかし、運営しているのも学校職員であり、また、課外活動も学校教育の一環と考えられ、学校の教職にある職員が顧問等を務めている。何らかの事故があった場合、県の責任がなし、とも言えない状況である。</p> <p>委託料に加え、会員(生徒・職員)から徴収した会費を原資に県事業である高校体育大会等を実施している。これらを県では、補助的委託と呼んでおり、県事業を会費により運営している状態となっている。平成21年度では、県委託費279.5万円に対し、事業費は10,011千円であり、会による補てん割合の方が多額になっている。</p> <p>管理部署では、このような団体の数についても調査し、要綱の運用実態の把握とフォロー体制をとることが望まれる。</p>	<p>学校教育活動の一環として行われる部活動は学校管理下の活動であり、何らかの事故があった場合には、県の責任が問われる可能性がある。</p> <p>事故防止については、県や高体連の行事を通し、指導者の資質向上に係る研修会を毎年開催するとともに、委託事業をはじめ、他の高体連主催事業においては、大会期間中に各会場へ養護教諭等を配置するなど、最善策を講じている。</p> <p>また、高体連の各種の会議に担当者が毎回出席し、大会運営や経費に関することなどについて、必要に応じて指導助言をしている。</p> <p>なお、実態を把握するため、要領に基づく検査の実施結果を保健体育課へ報告するよう要領を改正した。</p> <p>さらに、県の関係団体への関与のあり方や県補助金等の見直しについては、行政評価システムによるチェックに加え、財政健全化基本方針に基づく全庁的な点検を実施しており、引き続き関係団体への指導を含めた事業の適正な執行に努めてまいりたい。</p>
127	22	意見	関連諸団体	愛媛県高等学校野球連盟	教育委員会事務局	保健体育課	<p>団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)</p>	<p>部活動を通じて、教職員や生徒に関わる団体であることから、県教委として関与の必要性は十分あるので、団体の各種会議や主催行事に担当者が出席し、団体の運営状況等を把握し、必要に応じて適切に指導助言しており、今後もこの体制を継続することとする。</p>
128	22	意見	関連諸団体	愛媛県高等学校野球連盟	総務部 教育委員会事務局	行革分権課 保健体育課	<p>県費としての支出が行われておらず、相当の規模にもあるため、独自のガバナンスを有していると判断されている。</p> <p>管理部署では、このような団体の数についても調査し、要綱の運用実態の把握とフォロー体制をとることが望まれる。</p>	<p>財団法人日本高等学校野球連盟の下部組織として、独自に事業等を運営しており、上部組織の指導により、公益法人化に向けて準備している。</p> <p>すでに公認会計士の指導の下、適正な事務処理が行われている。</p> <p>なお、実態を把握するため、要領に基づく検査の実施結果を保健体育課へ報告するよう要領を改正した。</p> <p>さらに、県の関係団体への関与のあり方や県補助金等の見直しについては、行政評価システムによるチェックに加え、財政健全化基本方針に基づく全庁的な点検を実施しており、引き続き関係団体への指導を含めた事業の適正な執行に努めてまいりたい。</p>
129	22	意見	関連諸団体	愛媛県競技力向上対策本部	教育委員会事務局	保健体育課	<p>県の事業として行わない理由としては弱いのではないかと。団体とする意義を制度に付加するか、直接の事業とするかにつき、検討が必要と思われる。</p>	<p>各競技団体等の活動状況を適切に把握し、関係事業の推進や必要に応じた助言を行うには、県内スポーツ関係者で構成する団体が必要であり、その事業を効果的で迅速かつ柔軟に実施するためには、県の直接執行よりも同本部による執行が望ましいことから現行の体制を継続する。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅡ意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
130	22	意見	関連諸団体	第72回国民体育大会愛媛県準備委員会	企画振興部	国体準備課	団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測をし、関与方法を検討するべきである。(全団体対象)	国体開催は県が主催者であることから、県民総参加の国体とするために県内関係団体で構成した当準備委員会の事務は、県がなすべき責を有する職務と考えている。
131	22	意見	関連諸団体	第72回国民体育大会愛媛県準備委員会	企画振興部	国体準備課	予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、現実的な策定とすべきである。少なくとも、事業費に含めてしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。	繰越金については、残すことなく事業費に投入することが望ましいことから、その解消に向けて検討いたしたい。
132	22	意見	関連諸団体	第72回国民体育大会愛媛県準備委員会	企画振興部	国体準備課	活動に比べ、繰越金の水準は高いとも言えないが、本来が県事業であると考え、余剰金があること自体予算を繰り越していることになる。	繰越金については、残すことなく事業費に投入することが望ましいことから、その解消に向けて検討いたしたい。
133	22	意見	関連諸団体	第72回国民体育大会愛媛県準備委員会	企画振興部	国体準備課	契約事務、繰越金などの指摘事項・意見について、団体であることにより、県事業より統制が甘くなっている状況にはある。委員会独自の予算が必要なのか、委員会は県の各種審査会等の位置付けとし、県予算をそのまま執行する形はとれないのか、について検討が望まれる。	国体準備課とは別の課の職員が当準備委員会の出納事務を担当するチェック体制をとっており、当準備委員会会計規程に則り、県の会計事務に準じて、適正な会計処理に努めたい。 また、県民総参加の国体とするため、県、関係団体等とが連携し、円滑に開催準備を推進する必要があることから、当準備委員会の役割は重要と考えており、当準備委員会の運営に係る予算は必要と考えている。